

平成 22 年第 6 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	齋 藤 隆 一
市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一
消 防 長	下 居 和 夫	会 計 管 理 者	森 鉄 也
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	須 藤 金 悦	健 康 推 進 課 長	鈴 木 令
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
商 工 課 長	森 孝 良	産 業 建 設 部 管 理 課 長	渡 辺 講
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	長 谷 山 良
学 校 教 育 委 員 会	佐 藤 清 和	仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	伊 東 秀 一

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 3 号

平成 22 年 9 月 7 日（火曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第 3 号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、佐々木弘志議員から早退届が提出されており、これを許可しております。

日程第 1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、15 番池田甚一議員の質問を許します。15 番池田甚一議員。

【15 番（池田甚一君）登壇】

15 番（池田甚一君） おはようございます。

教育長に学校教育に関して幾つかの項目に通告しておりますけれども、最初に追加訂正をお願いしたいと思います。一番最後の 5 番目、教育 — いわゆる評価委員の — という項目がございますけれども、正式には「教育委員会評価委員」だそうでございますので、そのように追加して訂正をお願いしたいと思います。

少子化と言われる中で市内の小・中学生約 2,300 人の児童生徒が、今元気に学校生活を送っているわけでございますけれども、この子供たちは生きる力、生かす力を十分に蓄えて、充実した社会人となってこのにかほ市に定住し、地域社会を背負って立つ人材に成長していただきたいという観点からの質問であります。

また、昨日以来の一般質問で、地域の振興策についてのやりとりがありました。人材育成、人材定着の観点から、学校教育の重要性は今さら言うまでもありません。2,300 人の中からにかほ市の公務員や議員などにも挑戦しようとする子供たちがたくさん誕生することを願いながら、以下、通告してあります 5 項目について質問いたしたいと思います。

初めの項目、1 番目でございますけれども、中学校新校舎の評価についてでございます。象潟中学校、そしてまた平成 21 年度には仁賀保中学校が見事新築、竣工いたしまして、現在子供たちが利用しておるわけでございますけれども、このことは市民にも公開され、それぞれの市民が見学してみたり、あるいはまた体験したりする日程もございましたし、もちろん子供たちや教師は毎日の

ように生活しているわけでございますけれども、これら新校舎での学校生活をする中学生や教師、あるいはまた父兄、または一般市民の校舎に対する評価、評判、いわゆるこの使い勝手がいいかどうかというような ― はどのようなことが挙げられるのか、ひとつよろしくお伺いしたいと思います。

また、新しい校舎にはいろいろ新たなスペース、そしてまたいろんな空間、そしてまた、これまでなかったようなルーム、教室がございますけれども、これらを利用する子供たちには何か新校舎に移った、新校舎を利用して、何か学習態度、あるいはまた生活態度などに変化が見られるかどうか、このことについてもお伺いしたいと思います。

それから、新校舎の日常の管理の要点についてでございます。管理といいますと、日常のいわゆるセキュリティ的な管理と長寿命化をなしていくというような管理があると思っておりますけれども、聞くところによりますと学校建築の耐用年数は 47 年だそうでございますけれども、できるだけ我々としてはやはり長寿命化、できるだけ長く使っていただきたいというような考えを持つ市民が多いと思っておりますけれども、そうした長寿命化を目指す上で日常の管理はどのようになっておるのか、これはいろいろ教育委員会、あるいはまた建設課関係などにも関連することだろうと思っておりますけれども、そのことについてお答え願いたいと思っております。

続いて 2 番目でございます。教育長は昨年の平成 21 年 12 月に就任されましたけれども、間もなく約 1 年を迎えようとしておりますけれども、教育長に選任され、市内の子供たちや、あるいは地域、あるいは家庭の持つ教育風土、にかほ独特のものがあるとするれば何を感じられたのか、どのような教育上の子供たちの行動、あるいは学習面、そしてまた地域の父兄や地域の住民たちが子供たちを育てようとする力、あるいはまたさまざまな物的な施設、そのようなことに関して、にかほ地区の教育全般についてどのような感想を持たれたかをお伺いしたいと思います。

次に、3 番目でございます。中学生の進路指導の現状についてということでございます。中学生、そろそろ今、学校では中学校 3 年生の皆さんは、部活も終わらばりまして来春の受験に向けてそれぞれが目的に向かって頑張っていることだろうと思っております。この中学校 3 年生のやはり一番最初の関門は、自分の将来というものをどこに見据えていくかというようなことで、その選択というのがやはり高校進学の上の最初のまず自分の人生に与えられた私は選択肢じゃないかと思っております。自立する社会人になり、また、職業人の芽を育てるためにも、高校選択は中学校 3 年生にとって最も大事なことと思われましても、子供たちの夢を実現するための進路指導の状況についてお伺いたします。

続いて 4 番目でございます。理科教育の振興についてでございます。

(一般質問通告書の)イということで、にかほ市出身の T D K の創立者であります齋藤憲三顕彰会というすばらしい組織がございますけれども、この顕彰会への市内の小・中学校の理科をテーマにした応募、いわゆる研究テーマを募集しておりますけれども、その小学校・中学校の応募の状況についてお答え願いたいと思っております。

にかほ市の産業構造や自然景観などの観点から、科学や生物などを含めた理科教育の振興も最も大切なことだと思っておりますけれども、教育長のこの理科教育の振興に対する考え方、現在の小・中学

校での理科教育の現状も含めまして、ひとつ我が市のふるさと教育、あるいはまたふるさとの産業を振興するためにも、やはり小学校・中学校時代の理科教育というものは私は最も大切なことだろうと思います。もっともほかの教育は、科目は大事ではないということではございませんけれども、この、どちらかといえば理科教育というのは昔からほかの教科に比べますと、なおざりにされてきた点も、時期もあったように思います。高校入試では理科という科目がなかった時代も多分何年かあったような記憶がございますけれども、そういう面から経ますと我がふるさとが標榜する自然の保護、あるいはまた科学教育の発展ということを観点にすれば、やはりにかほ市の特徴としてやはりこうした顕彰会への積極的な応募、そして日ごろの理科教育の振興は私は大事なことじゃないかと思っておりますので、教育長のお考えをひとつお願いしたいと思っております。

それから、最後の5番目でございます。先ほど訂正をお願いしました教育委員会評価委員の活動の状況について。この件については当定例会で評価の一覧表が — 一覧表といいますか冊子が提出されて、その開催の状況、それから活動の内容、詳しく拝見しました。もともと教育委員会は、いわゆる義務教育の — いわゆる何というか独立性といいますか、そういうことを求めて戦後以来ずっとこの教育委員会を中心にしてやられてきたわけですけれども、教育委員会の独立性というものがこの変貌する社会に合わなくなったというような識者もおられます。教育委員会はいらないんじゃないかと。いわゆる地方によっては教育委員会を置かなくてもいいところというような発想もあるやに聞いておりますけれども、この評価委員の設置は、これまでのこうした教育委員会の消極論を、やっぱり何といいますか吹き飛ばすといいますか、外部に向かってこの評価委員が情報を発信するという点では私は画期的な制度だと思って期待していたところでございます。これを機会に、どしどし外部に向かってもっともっと教育委員会は情報を発信していくべきだというふうに思いますけれども、詳しい委員会の活動状況はわかりましたけれども、学校教育に関連しまして13項目の事業を評価されておりますけれども、この数ある学校教育の事業の中で13項目が、このいろんな項目がございますけれども、これらの選ばれた基準は果たしてどこにあるのかなというようなことを感じました。そのことについて、ひとつどのような観点からこの評価委員が13項目を選ばれたのか。

それから、学校教育に関してのそうした事業と言われるものが果たしてどのくらいあるのか、私も予算書などをめくってみましたけれども、とてもあまり複雑といいますか数多くあって計算するに至りませんでしたので、わかりましたらひとつよろしくお願ひしたいと思います。

学校評価委員の評価は、おおむね高評のようでもございましたし、今後も継続してこの事業を継続してやるべきだという評価がございました。そうした意味からも、今後の評価委員の努力、あるいはまた評価委員を通してもっともっと情報を発信する手だてはどのようになっているのか、その辺のあたりも教育長の御所見をお伺ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

教育長（渡辺徹君） おはようございます。ただいまの池田甚一議員についての御質問にお答え

いたします。

最初の大きい質問であります中学校新校舎の評価についてということでございます。まずそのうち、学校生活をする生徒や教師の新校舎の設備などを利用しての評価や感想、また、学習態度や生活態度などの変化はどうかということですが、新校舎での生活からは教師にも生徒にも、これまでの校風や伝統を引き継ぎながらも新たなページを築いていこうとする一体感に満ちた意気込みを強く感じております。校長をはじめとする全職員、生徒一人一人からは、新校舎完成に伴い、さらなる発展を願う保護者や地域の期待にこたえていこうとする前向きな思いが伝わってまいります。

新校舎に対する生徒や教師の感想には次のようなものがございます。ランチルーム、これは昼食を食べる部屋であります、「ランチルームで全員が会食でき、生徒同士、生徒と教師が楽しく語り合うことができる。」、それから「ベランダやウッドデッキなどのゆとりある空間が多くて大変ゆったりできる。」、さらに「体育館が大きくて部活動も十分に活動ができる。」、さらに「学習資料や教育機器が充実して大変学習しやすい。」、「図書館のづくりもよくて自主的に学習をすることが多くなった。」と、こういうふうな感想が出てきております。ゆとりあるづくり、明るく快適な学習環境での学習活動は、生徒の学習意欲の向上に大きな影響を与えております。そのため、積極的に学習機器や資料を活用するなど、主体的に学習に臨む生徒の姿が見られます。また、真新しい校舎での生活は、生徒の公共心とか、あるいは協調性、規範意識など態度の高まりにつながり、生徒会活動などでの充実にも結びついてございます。春の教育委員会の学校訪問においては、昨年以上に明るくはきはきとあいさつする生徒の姿、どの生徒も落ち着いた態度で真剣に学習に取り組む姿が見られました。教師も生徒も新生中学校の一員としての自覚のもと、よりよい学校を目指して、一体となって諸活動に取り組んでいる様子を確認できたところでございます。

二つ目の校舎管理についてはどうかということでございます。幾つかございますが、まず一つは、きれいな校舎のよい状態を保つことができるように、清掃等には特に力を入れて取り組んでいるということでありまして。二つ目は、扉や窓が多くて施錠の確認には十分な注意を払ってやっていると、管理的な側面でございます。それから、ガラス戸とかガラス窓が多いことから、生徒がぶつかってけがをしないように指導を徹底していると。ガラスがないと思って飛び込んだ生徒もかつておりました。そういうふうな状況を考えると、この指導をしていかなきゃならないと。それから、窓拭きなどは学校だけではなかなか手に負えない状況であります。したがって、PTAなどの協力を得て清掃活動を行っている。五つ目は、破損があった場合には修繕等、迅速に対応していると。そのままにしておくともいいんだというふうな雰囲気の子供に伝わってしまうのはうまくないということでありまして。六つ目は、校舎設備の取り扱いには生徒の心が反映されます。校舎の傷など小さな変化を見逃さないようにして、生徒指導に生かしております。やはりそういうものが何か出てきたときには、子供たちにすぐ働きかけていくと。やはり大切なのは、この新しい校舎の状態を保つことができるように子供たちの心を育てるという、このことが最も肝要だと思えます。以上でございます。

次、大きい二つ目の質問でございます。にかほ市の小・中学生の印象ということでありまして。に

かほ市の子供たちや地域や家庭の持つ教育風土などに対して、どのような感想を持っているかということですが、私は教育長に就任して9ヵ月を過ぎるところであります。この間、各小・中学校 10 校の訪問をさせていただきましたし、さらにさまざまな行事・事業に参加させていただきました。それによって大変勉強させていただきました。この9ヵ月間で私が感じたことをお話いたします。

地域や家庭の状況、そして学校における教師の指導のあり方、これはですね、それが子供の姿となってあらわれてきます。子供の姿を見ると、どういう地域の状況であるか、学校の指導の状況であるかというのはよく見えてきます。私は子供の姿を見るときに、次の二つの面から見ることにしております。一つは、学力はしっかりと身につけているかであります。これはいわゆる学校で学力を保証しているのかどうかということです。いま一つは、子供たちの心と体が育っているのかどうか、成長が保証されているのかどうかということです。今年度前半の学校訪問を終えた段階で、この二つの視点から見たときに、にかほ市の小・中学生の姿はおおむね好ましい状況であると私は見ました。

まず、学力の状況であります。学校における子供たちの学習への取り組み姿勢は大変真剣であります。全国学力・学習状況調査の結果を見ても、この数年少しずつ向上してきて、秋田県平均レベルまでに到達してきました。このことは、もちろん全国レベルよりかなり高い学力の状況であるということでもあります。秋田県は全国トップクラスでありますから。今、身につけてきた基礎学力を生かしながら、今後特に活用の力は、いわば応用力と呼んでいます。こういう力の向上のためにさらなる飛躍を図っていききたいと、そういうふうに考えております。

それから、心と体の成長については、どの学校を訪問しても子供たちの精神的な安定が図られておりまして、中学校でのですね一時のその生徒指導で難儀した状況がございました。その状況からは脱しております。また、運動面での活躍も顕著であります。ただその不登校は、やはり市としては課題として取り組んでいかなければならない、そういうものではないかなと今私は感じております。

今、本市の子供たちは、明るいあいさつがあり、前向きに学習や運動に取り組んでおります。この今の状況の子供たちに適切に働きかけることによって、どんどん好ましい方向に子供たちが変容する状況にあると私は考えております。

一方、にかほ市には多くの有形・無形の文化財とか、あるいは地域の伝統がありまして、それが子供たちに引き継ぐ活動がなされております。このような活動を通して、地域が一つになって伝統文化を守っていこうとする、そういう気運がございました。また、TDKを中心とした企業は、フェライト子ども科学館や学校を支援するなど、理数系の学習の充実につながる土壤もできております。

このようににかほ市では、子供たちの日々の活動を地域、家庭が強く支えております。多少学校差はあるものの、地域も家庭も大変学校には協力的でありますし、学校に寄せる関心が、あるいは期待がとても高いと感じます。

このような地域にあっても、やはりその現代社会の波は着実に押し寄せてきております。今、全

国どこの地域にもあるように、モンスターペアレンツ的なそういうふうな保護者、あるいは教育力の弱い家庭は出てきております。まさに今の社会を反映している状況であります。しかし、学校教育はこのような社会の変化に対して毅然として乗り越えていかなければ、将来、社会で自立して生きていける子供を育てる、このことができないのであります。地域の教育的環境、文化的環境、自然環境を十分に生かして、さまざまな体験活動を通して感性を磨く、そして心を育てる、それとともに部活動や各種スポーツ活動の充実を図って体を鍛え、そして同時に心も鍛えたい、さらに今後は理数系の指導者や助言者を学校に派遣して授業の充実を図ること、文武両道の子供たちに育てたいと願っているところであります。地域の力を借り、家庭と連携しながら、教職員と地域、家庭が一体となってにかほ市の教育をつくっていかねばならないと、今、意を強くしているところでございます。

次に、大きな三つ目の中学校の進路指導の状況についてということであります。自立する社会人になり、また、職業人の芽を育てるためにも高校選択は中学3年生にとって最も大切なことと、子供たちの希望を実現させるための進路指導の状況についてということであります。

議員御指摘のように義務教育の出口の部分である中学3年生は、人の一生の中でも特に大切な時期であると私は認識しております。生徒に将来を見据えてしっかりとした目標を持たせ、その目標達成に向け日々努力する態度を育てることは、先ほどもお話ししました、将来、社会で自立して生きていける子供を育てる、そのために大変な重要なことでもあります。このことを念頭に置いて、進路指導に関して各校や市教育委員会では次のような取り組みを行っております。

一つ目は、生徒、保護者の進路に対する意識を高めるようにすることです。進路について意識を図るための一つの方法として、中学校では入学当時に、あるいは進級時に、家庭調査を実施しております。この調査には生徒自身と保護者から高校などの進路希望、将来就きたい職業について記載してもらうようにしておりますが、親子で真剣に将来について語り合うとともに、現在の自分の姿について振り返る大切な機会になっていると思います。

二つ目は、キャリア教育の充実であります。市内全中学校の2年生で働くことの喜びや苦勞を体験することで、将来に向けての望ましい職業観や勤労観を育てることを目的とした職場体験学習、これを実施しております。市教育委員会でも予算面の補助や受け入れ機関、そことの連携面での全面的な支援を行っている状況でございます。また、それぞれの学校では総合的な学習の時間や特別活動にも職業観に触れることのできるような具体的な学習を、地域の方の協力を得るなどして行っているところであります。

三つ目は、進路指導に関する教育相談等の充実であります。2年生より高校進学や進路等に向けて個々に適切な指導、相談ができるよう、二者面談とか三者面談を多く実施するようにしてございます。現在の高校入試は3回機会があると。最初は前期選抜、これは昔の推薦でございます。今でも推薦であります。次に一般選抜、そして三つ目は後期選抜というのがございます。ですから、この三つありますので、よりの確な情報提供や適切なアドバイスが必要になってきております。各校ではきめ細かな指導ができるように努めておるところであります。

四つ目は、実体験を通して進学・進路に対する理解を深めることです。それぞれの中学校

では、各高等学校で夏休みなどに実施をしておりますが、体験入学という機会を持っておりますので、それを利用して高校生活や学習内容について事前に理解することができるようにしております。また、高校進学を目指す中学生に、数学とか英語とか、こういう高いレベルの内容を体験させることで知的好奇心を喚起して、高校での意欲づけを行うことを目的としたような事業もございます。例えば、中学アカデミーというのがありまして、由利本荘市教育委員会と本荘由利このあたり全体の校長会との連携で行っている、こういう事業もございます。このように中学生の進路指導については、さまざまな取り組みを行っているところであります。

しかしながら、最も重要なことは、やはり日々の学校生活で学力をしっかりと身につけさせて、心と体をたくましく育てるとともに、一人一人の子供たちの持ち味を伸ばしてやることであります。将来のすばらしい夢を実現するために、その裏づけとなる学力をつけると。将来につながる、例えば運動などの得意なところを伸ばすと。そして、その夢の実現に向けて困難こといっぱいありますので、それを乗り越えていくたくましい心を育てるといふ、これが最高の進路指導になるのではないかと思います。毎日の学校教育の中で実現させたいと考えているところでございます。

大きな四つ目の理科教育について、理科教育の振興についてでございます。

その一つは、齋藤憲三顕彰会へのかほ市小・中学校の応募状況についてであります。今年度の齋藤憲三顕彰会への応募には、市内小・中学校から小学校は 7 校 — 7 校ということは全部です。中学校は 1 校、計 8 校が応募しております。中学校 1 校というのは科学部があるという学校であります。県全体で見ますと、応募数は小学校が県全体で 14 校、中学校は 15 校となっております。そのにかほ市の小・中学校の応募状況、去年も今年も全く同じで、小学校 7、中学校 1、これは去年もそうであります。

次に、本市の産業構造や海や山の自然景観の保護の観点から、科学や生物などを含めた理科教育の振興も大切ではないかと、こういう御指摘でございます。にかほ市はすぐれた科学環境が整理、整っている、そういう地域であります。この豊かな環境の特徴を生かした教育を推進することは、本市の学校教育の目指すところでもございます。市教育委員会では、各学校での理科学習の充実のもとより、市の教育施設を活用したさまざまな学習活動の充実に努めております。その中心の一つとなっているのがフェライト子ども科学館における事業内容であります。フェライト子ども科学館では、児童・生徒に科学する興味を高め、科学する心を養うことを目的として、実験教室とか自然観察などを行っております。小学校 3 年生の磁石に関する学習では、実験器具の整っているフェライト子ども科学館を学習の場として提供して行っておりますし、6 年生の電磁石の学習では、フェライト子ども科学館から各学校に出向いて授業を行っております。この 6 年生の電磁石の出前授業は、市内の全小学校が活用しておりますが、豊富な器具・機器を利用して専門的な知識を有するスタッフの指導で充実した学習が進められ、学習内容の定着に大きな成果を上げております。また、フェライト子ども科学館で組織している、にかほ市科学振興委員会というのがありまして、ここでは毎年夏休み期間中に科学ウォッチングを実施して、子供たちに「マイナス 200 度の世界を体験」、マイナスというのは液体窒素を利用した実験などを見せるという意味ですね。マイナス 200 度ですから。それから、「磁石の不思議」、あるいは「川の生き物」、こういうふうな実験教室や

観察会を行ったり、「発明工夫展」、「未来の科学夢画展」に取り組んだりしているところであります。さらに、今年度新たにフェライト子ども科学館主催で子供たちのコンピューターに関する関心や操作技術を高めて操作性をはぐくむことを目的に、コンピューターでプログラミングして思い思いの動きが可能となるロボットづくりの教室とか、あるいはロボットコンテストを実施してございます。このロボットコンテストは 8 月に平沢小学校でこし初めて行われたところでございます。

しかしながら、子供たちの実態として、今、世の中、どこでもそういうところがあるんですが、川や海、山で遊ぶ体験や動植物に触れ合うなど自然にかかわる活動は決して多いとは言えないのが、これが実態なのであります。また、その何と言っても日々の学校における理科の授業こそ最も大切であります。大切にしなければいけないのは毎日の理科の授業です。これらのことを踏まえて、今後は理科の専門の先生が少ない小学校、小学校には理科の専門の先生というのは多くないので、ここを中心に、非常勤講師で理科専門の先生を小学校に派遣して、観察実験の準備のためや、あるいは学校における理科授業の指導助言者として活用したいなど、そういうふうを考えております。そして、学習活動を一層充実させて、理科教育のさらなる充実を図り、理科教育を大切にしていきたいと、それが私の願いでもございます。

大きい五つ目でございます。評価委員の活動の状況についてということで、委員会の平成 21 年度の開催の状況と評価の内容についてということでございます。平成 21 年度の教育委員会における事務事業の評価については、3 名の方から評価委員になっていただきまして、3 回の委員会の開催をもって 38 事業をまとめ上げていただきました。なお今回、平成 21 年度の教育委員会に関する事務の点検、それから評価報告書、これを議員の皆さんのお手元に配付しておりますので、詳細については後ほどそちらを御覧いただければと思います。

先ほど議員おっしゃったように、情報発信していくこと、教育委員会でやっていること、何やっているんだという情報発信をしていくことは、これから大変大切なことだと私も認識してございます。

あと、この点については、次長から答弁したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 学校関連の評価の対象にしている事業が 13 ありますが、なぜこの 13 事業が選ばれたのかという御質問に対してお答えしたいと思います。

にかほ市総合発展計画に基づいた重点目標「知・徳・体の調和のとれた子供の育成」を達成すべく、多くの事業を実施しているところですが、その中からバランス等を考慮しながら抽出いたしております。また、今後においては、それぞれの分野において教育委員会のほうの年度の重点目標を設定し、計画、実行、点検、見直しを繰り返しながら重点目標の達成を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 15 番池田甚一議員。

15 番（池田甚一君） 再質問を二、三したいと思っております。

大きい項目の1番目、学校の評価の件についての学校管理についてですけれども、このことは当たり前だろうと思いますけれども確認する意味でお聞きしたいと思いますけれども、学校建築に対するいわゆる簡単な言葉で言えば補償、瑕疵担保と言いますけれども、それ、一般住宅の場合は今、法律によって施工業者による重大な過失と言いますか責任のある工事のミスだとか、いわゆる欠陥が発見された場合は補償するんだよという、簡単に言えばそういうあれがありますけれども、学校教育、教育財産にも、校舎にも、そのような法律が適用されるものかどうか、されているとすればそのあたりの状況をひとつ簡単にお話したいと思います。

それから、3番目の中学生の進路指導についてでございます。もっと話を縮小して、中学校3年生の進路指導という状況ですけれども、よく受験生を抱えている父兄と私話するんだけれども、おめの子供どさ行くなんだというようなことを聞きますと、「困ったなやな、まだわがらね。ぷらぷらっている。」っていう家庭も見受けられます。友達があそこへ行くから俺も行くというような子供も中にはいるようです。学校の教育目標に、あるいはまた教育委員会の目標に「主体的に進路を選択する能力を身につける」ということがございますけれども、果たして — いらぬ心配かと思えますけれども、主体的に自分の将来を見つめた、あるいは職業人の芽が出るような主体的な選択がなされていく能力が身につけているかということをもたまたま疑問に思うことがございますけれども、先ほどの教育長の答弁によりますと、すべての子供が順調に成長しているというようなことの表現もございましたけれども、その辺のあたり、もっとこう視点を縮小したところでひとつもう一度、実態的なものをひとつお知らせしたいと思います。

昔の高校生は、とにかく高校に行けば就職は心配ないというような、本当に高度成長期の日本の時代にはそういうことがございましたけれども、高校生を定着させるのは、いわゆる雇用という側面がございます。その力、地域に雇用の力がなければいけないわけですけれども、その雇用の責任はまた別の機会に譲るといたしまして、雇用をする企業の子供たちに対する期待はますます厳しくなっているのが現状だと思います。いわゆる海外競争力というものが影響して、地域の雇用を年々細めていくという企業もございます。むしろ海外に出たほうがいいというような実態もございますので、少子化だから、働き手がいないから雇用は楽だよというようなことは、これからの時代は当たらないと思うんですけれども、私は小学校、あるいはまた中学校の段階から、昔と違う雇用を求めて、やっぱり雇用、職業を求めて、そのようなものをやはり早めに準備しておくことが、やはりこれからの職業選択につながっていくんじゃないかと思えますけれども、その辺のあたりもう一度教育長の所感をひとつお伺いしたいと思います。

また、私思うんですけれども、現在の子供たちはものを選択する能力にちょっと欠けるんでないかと。確かに安全面を優先して通学路は決まっている、通学する手段、バスもある程度遠隔地の人たちは決まっている、自転車で通学はできない、あるいはまた服装、あるいは持ち物、それから食べる給食まで一緒だというようなことでは、これどうしようもないんですけれども、安全面、そしてまた経済的な効率性などから考えますと、現在の子供たちはものを選ぶという場面が非常に少ないと思われれます。昔の子供であれば、通学路はきょうはあっちさ回る、こっち回るというようなことで選べるという範囲が非常に多かったわけですけれども、現在の子供たちはそうした選択する能

力というものが私はちょっと落ちるんじゃないかと、そういうことが高校進学、あるいはまた将来の職業を選択するということについて私は影響しているのではないかと思いますけれども、できましたら教育長のその辺のあたりも — 選択と言えば、学校教育の中で選べるメニューというものはあるやに伺いましたけれども、本市内でもそのメニューを選択できるというようなことがあるのかどうか、小さな選択だろうと思いますけれども、わかりましたらそのあたりもお願いしたいと思います。

それから、学力を伸ばす、学力を身につけることが最大の進路指導だということを言われましたけれども、確かにそのようだと私は思います。ただ、我々市民は小学校の建物を建てた、あるいはまたグラウンドをつくったということで、ああよかったと皆さん喜んでいますが、ただ市民の心には、これだけの立派なものをつくったんだから、やはり立派な子供になってもらいたいと、学力を伸ばすような、学力をつけるように勉強する子供になってもらいたいということを思っていますけれども、いわゆる学習効果といいますか教育効果というものに対して一般市民はあまり口に出したがる、出されないんだというような風潮があるわけで、学力が身につけているかということは一般市民には全くわからないわけですけれども、そうすれば学力を努力する、学力に優秀な子供をどのように評価しているのか、中学校教育の中でそのような制度があるのかどうか。昔は成績トップの人が表彰されました。それが励みになりました。私は今現在のスポーツ関係、あるいはまたクラブ関係では、どこそこの子供が1位になったとか看板まで立てて、あるいはのぼり旗まで立てて、それを情報の一つとして市民に提供していますけれども、学力でトップになったからやはりある程度何か褒めてやるというような制度があってもいいんじゃないかと思いますけれども、そのようなあたり教育長が日常考えている感想、あるいはまた所感をひとつお願いしたいと、以上、再質問。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） まず、学校管理については、後ほど次長からお話をいたします。

進路選択ということですが、現実のその進路は、これ、自分がその思うところに行くか行かないかというのは、実は非常に計りにくいところなんですけれども、例えば高校選択ですね。これはその一般選抜の段階で、大体自分の希望どおりそこがうまくいかないのは大体5%ぐらいです。ただ、そのほかに一般選抜の中で自分は行きたいという高校はあるんだけど、やはり学力がついていかないと、そういう状況で進路変更するといいますか、そういう子供もやはり出ざるを得ないんですよ。これがどのぐらいいるかというのは私もなかなかつかめないんですよ。子供のその状況でありますし、あるいは先生との話し合いの中の状況かもしれませんが、大体それで予想するところが大体やはり進路、思うとおりいかないのは先の5%プラス5%ぐらいかなと、大体10%程度ではないかなというふうに予想しているところです。この子供たちは、なかなか自分の思うとおりに行けないという、そういう状況もあるわけです。

先ほどその選択する能力ということのお話がありました。確かに御指摘のとおりです。弱くなっていると思います。なぜかといいますと、やはり子供たちがそういう体験が少なくなっているんですね。やはり体験が不足だと私思います。何としてこういう体験を学校以外でもさせなきゃならな

いのかということなのですが、そういうことを意識してまず学校でやっているのは、授業の中でも子供たちにいろんなその判断をさせる場をつくるとか、これどうなんだという事象を提示して、それについて自分ではこういうふう考えるんだと、こういうふうにはいかなければだめなんだとかという判断させる場をつくっていくとか、学校教育の中でそういう場面をこれからやはり大いにつくっていくと、なかなかそれに、将来につながらないというような状況です。日常的にやはりそういうふうな学校教育の体質に体験をさせる、そういう場を多く授業の中でとるとか、学校のいわゆる特別活動とかがありますので、そういう活動する場面の中でそういう機会を多くとるとか、それを日常的にやりながら先ほどお話した例えば中学校に入ったときには将来どうするんだということとを親と一緒に相談して考えてもらうとか、あるいは、さらには三者面談をして、そして先生と一緒に考えると、そういうふうな節目節目でそういう刺激を与えながら、基本は日常の学習、そういうものにベースを置きながら節目節目で刺激を与えて、そして進路につなげていくと、こういう方法をせざるを得ないかなと私は今思っています。そういう意味では日常の生活の中で、やはり自分を知らないとかだめなんです、子供たち。自分がどれに向いているかというのを知らないとか、やはり将来の選択は難しいんですね。自分に向いているもの、向かないものを知らないとか、自分が何を選んだらいいかわからないんです。だから自分を知るという作業と、それから将来の職業、こんなのあるんですよということを、そういうものを学校でやはり学んでいくという、そういうふうな機会を多くしなければならぬと、そういうふうには思います。ですから、基本的には日々の学校の生活の中でそういうふうにして子供たちを育てながら、学力もそうです。それから学力もそうなんですけれども、やはり心と体もそうなんです。一緒に育っていかなくちゃならないんです。心と体も学力と同じように大事なんです。やはりその運動が得意な子供は、運動でもって生きる道があるわけです。高校に運動で推薦で行って活躍している子供いっぱいいます。ですから、そういうふうなものを伸ばしながら、学力もつけながらと、これはやはり学校としては、中学校としては大変大きなことだと思います。

それから、学力の評価についてございました。私ら中学校のころはテストをやると廊下に1番から何番とかと張り出されておりました。でも今はそういうことはできないんですね。でも、何らかの形でその子供たち、勉強ができる子供についても、そういうふうな褒めるといいますか、そういうことがあってもいいのではないかと私思っています。そういうのを今盛んにやろうとしているのが何とかオリンピックとか、数学のできる子供をそういうその何ていいますか、県でもやっています。できる子供がそこに行って、その数学の問題を解いて、いやあこれはすごい、これできるなというふうには、そういうふうには褒める機会が出てきております。ただ、学校でもそういうものがあってもいいかなと私今思っていますので、その辺のところはやはり部活動とかそういうのと同じように、子供たちが活躍した部分は、やはり運動を褒めている部分いっぱいありますので、勉強についてもそういう機会があってもいいのではないかと、私今そんなふう感じて、学校の中でも何とかオリンピックとか、あるいは漢字の書ける漢字のチャンピオンとか、こういうものがあってもいいかなとそういうふうには思っているところです。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

教育次長（佐藤知公君） 瑕疵担保関連のことに關しまして私のほうからお答えしたいと思います。瑕疵担保に關しましては、通常の公共施設と同じような扱いでありまして、鉄筋コンクリート建造物に關しましては2年以内、それから木造及び芝つけ、あるいは植栽、そういうものに関しては1年、また、業者のほうでの故意または重大な過失により生じた場合は10年というような契約内容になっておりますけれども、学校という施設に入って生活しているのが子供たちでありますので、そういう不具合が生じた場合においては早急に対応することを常に心がけております。今、新しく建築されました象潟中学校、それから仁賀保中学校においては、現段階で発生したものに關しましては、象潟中学校が6件、それから仁賀保中学校が4件というような状況にあります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 15番池田甚一議員。

15番（池田甚一君） 今、最後の学校管理の瑕疵担保について説明がありましたけれども、これまで学校関係については私、旧象潟町時代からいろいろ質問しておりますけれども、学校建築、特に校舎のいわゆるどうすれば長持ちするか、あるいはまた、どういう設計であれば子供たちが使い勝手がいいのか、あるいはまたその時代時代に合ったスペースの問題も、なかなか学校建築は文部科学省の基準が非常に厳しいというふうなものがあって、地方独自の設計やら、あるいはまた — そういうものがないような時代であったと思いますけれども、管理とか、あるいはまた長寿命化に対するノウハウが行政には積み重なってきたものはないような感じもいたします。市内のそうした教育財産をできるだけ長く使うためには、やはり先ほど答弁でありましたように、日ごろの清掃、あるいはまた定期的な点検も必要だろうと思います。ぜひともそのようなことを実行して、できるだけ長く使っていただくようなことをお願いしたいと思います。

それから、教育委員会の評価委員についてでございます。教育委員会の制度の中でも私は画期的なことだと前にも、先ほども申し上げましたけれども、このことをきっかけにして、ひとつぜひ開かれた教育委員会、そしてまた地方の市に、町にとっても、ぜひともやはり教育委員会は必要なんだよということを理解してもらうためにも、こうした評価委員の設置をきっかけにして、やはりいろんな方面へ情報を発信して、これからの義務教育、学校教育に当たっていただきたいと。やはり今、地方分権が盛んに推進されておりますけれども、学校教育に地方分権は私になじまないというふうに思います。これが教育格差を生んだり、あるいはまたさまざまな格差、地方の格差、いろいろな発想や政策が展開されておりますけれども、私はやはり学校教育は地方分権になじまないというふうなことを思っておりますので、教育委員会廃止論がならないようにひとつ私はお願いして一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤文昭君） これで15番池田甚一議員の一般質問を終わります。

所用のため、11時5分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時05分 再開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番市川雄次議員の一般質問を許します。13番市川雄次議員。

【13番（市川雄次君）登壇】

13番（市川雄次君） おはようございます。それでは一般質問をさせていただきたいと思いません。

例によって、大きい項目1点だけにさせていただいております。質問内容についてですが、市町村負担金についてということで質問をさせていただきます。

橋本大阪府知事が、まず「ぼったくりバー」とやゆ、批判したことによって、一躍国政の重要課題として浮かび上がった直轄事業負担金についてですけれども、道路整備費などの名目で国家公務員の退職手当や庁舎整備費の一部を負担させるなどその内容が明らかになるにつれて負担金そのものの是非が問われております。

この国の直轄事業に対する都道府県負担金については、地方財政法等の法律で認められているものであり、受益者負担の観点から考えればやむを得ない必要経費の一部とも考えられます。

ここで問題となっているのは、その負担金の一部が国有財産の取得費用として使われているなど、明らかに不適切な処理がなされていること、負担金の詳細がこれまで明らかにされることなく、ただ — 彼の言葉によれば請求書だけが回ってきて当たり前のように支払われてきたことだと言っております。

そこで、全国知事会でも昨年の7月です。国に対して直轄事業負担金の内訳の情報開示や制度自体の廃止を求め、国も見直しを含めたりアクションを迫られ、現時点においてある程度の結論を出しております。それはもう皆さんも御承知のことと思います。

この直轄事業負担金は、私たちには直接関係ないとも言えないのですが、まず私たちに直接関係ないとまず見ます。ただ、これと同様なものに都道府県事業の市町村負担金、あるいは分担金というのがあります。これは都道府県も国と同じように、みずからの事業について各市町村に負担金を課しているものです。まさに都道府県が国に対して言っていることが、ブーメランのように市町村側から都道府県に対して言われる事態となっております。

こうした中、全国市長会では昨年の同じく7月ですが、全国知事会に対し、市町村負担金の見直しを求める要請をしております。一部の都道府県においては市町村負担金の廃止を含めた見直しを宣言している中で、秋田県においては市町村の負担金見直しはしないと名言しているか言明しているか、しております。これはこれで受益者負担という観点からやむを得ない判断とも私自身感じております。ただ、であるならば、秋田県知事の判断が私たちの納得いくものであるのかどうか、つまり、これまでの負担のあり方がきちんとした協議の上で明確な根拠を持って負担したものであったのかどうか、これらの点を明らかにしなければならぬと考えておりますし、これまで明らかにされてきたのかということが疑問に挙がります。実際、不適正な項目に対する支出がなされていた場合、仙台市の市民団体による県・市を相手に国への返還請求訴訟なども起こっております。住民訴訟が起こり得るということも考えれば、決して見過ごすことのできない問題であると。特に秋田

県の場合は現状維持を宣言しておるわけですから。そこで初めに、平成 20 年度・21 年度における市での県公共事業に係る負担金及び分担金の総額とその内訳についてお示しいただいた上で、全国市長会から出された要請文について、本市における現況について質問をさせていただきます。

(1) 番目です。要請文の第 1 に事業計画、事業決定、事業実施段階において、都市、市町村の意向が反映される実質的な事前協議を行うこととありますけれども、これまでの本市において実質的な事前協議がなされてきたかどうか、なされてきたとすればその具体的な協議の内容、方法についてお伺いします。

(2) 番目ですが、要請文の第 2 です。事業内容、負担率等の根拠、工事費や事務費の積算内訳の明細を明らかにした上で納得できる協議を行うこととありますけれども、これまで根拠や積算明細などがきちんと提示された上で協議がなされてきたか、(1) 番と似ているんですけども、特に今度は根拠の問題です。市町村負担金については地方財政法第 27 条にその法的根拠を置いていますけれども、実際の負担割合や負担区分については、どのような内容で、その根拠はどうなっているのかを具体的な協議の内容について答弁をお願いいたします。

(3) 番目として、要請文の第 3 です。負担金の対象とすべき範囲は事業の実施に直接要する経費を基本とし、例えば国庫補助事業では対象とされていない人件費等は除外するとともに、事務費比率の制限等も設けることとあります。これまで本来の対象経費としてふさわしくないものについて負担してきた事例はあるのか、具体的にはこれまで県単事業のうち、本来市町村に負担させてはならないものの負担が行ったことはないのか。また、具体的な事例として負担させることができるとされる林道について、現在進行中の太郎ヶ台線についての負担割合と、その負担の明細についてはどうなっているのか、その詳細を御説明願いたいと思います。

(4) 番目です。要請文の第 4 に、維持管理費は原則として管理者が負担すべきであるとする地方財政法の趣旨にのっとり、管理主体である国または都道府県が全額負担すべきものとして、維持管理に係る都市負担については直ちに廃止することとあります。これまで県が本来負担すべき県有物の維持管理について市が負担してきたことはなかったのかどうか。

(5) 番目です。要請文の第 5 に、都道府県事業に対する都市負担金及び国直轄事業に係る都道府県負担金の一部として、都道府県から負担を求められた負担金等については国・都道府県・都市との役割分担を明確化し、最終的には廃止することとあります。これまで国直轄事業のうち、県から負担金の一部を市で負担するよう要請されたことはあるかどうかお伺いします。

最後になりますけれども、今日の直轄事業負担金に端を発した市町村負担金をめぐる諸問題点について、積極的に廃止を表明している都道府県から現状維持を表明している都道府県もあります。一方の負担する側の市町村でも、負担金の廃止による事業量の削減ということを警戒して、負担金の見直しに対して消極的であると、声を出さないところもあります。秋田県は早々と現状維持の意思表示をしております。その理由については、昨年 12 月の県議会一般質問の議事録を読めば答弁書にあるとおりです。この問題に対する市長の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、県公共事業に係る負担金の総額と、その内訳についてでございます。平成 20 年度及び平成 21 年度の漁港事業、林道開設事業に係る市の負担金の総額は 9,511 万円であります。その内訳は、地域水産物供給基盤整備事業負担金として、金浦漁港及び平沢漁港の外郭施設に対しましては事業費の 5%、機能施設等については事業費の 10%の負担割合で、総事業費 10 億 3,980 万円に対して 6,778 万 5,000 円の負担となっております。また、漁港漁村活性化対策事業負担金は、総事業費 4,050 万円で、うち市の負担が 15%の 675 万円で、これは平沢漁港及び象潟漁港における航路泊地のしゅんせつ事業でございます。県営林道開設事業負担金は、総事業費 8,500 万円で、そのうち市の負担割合は 25%の 2,125 万円となっており、平成 21 年度と平成 22 年度において約 600 メートルを開設しております。太郎ヶ台林道整備の概要でございますが、仁賀保地区のスギ人工林については、戦後植栽されたスギが間伐時期を迎えており、特に小国、程ヶ沢、桂坂間に至る森林については、沢々に突っ込み林道が 2 路線開設されておりますけれども、横を連絡する幹線林道がないため、森林施業に苦慮をしておりました。このため、健全な森林管理を行うために平成 13 年度から太郎ヶ台林道を開設しております。全体計画としては平成 13 年度から平成 26 年度までの 14 年間で事業を今進めておりますが、総延長は 1 万 1,500m、幅員が 4m で総事業費は 13 億 4,200 万円を予定しております。事業の進捗状況については、平成 21 年度末現在、開設延長が 7,587 m、進捗率は 66%で事業費は 7 億 4,200 万円となっております。今後については平成 22 年度から平成 26 年度までに開設する延長が約 3,900m、事業費が 6 億円を予定して行うこととしております。事業の負担割合は、国が 45%、県が 30%、市は先ほど申し上げましたように 25%となっておりまして、今後の市の負担額は約 1 億 5,000 万円を見込んでおります。

そこで御質問の全国市長会として全国知事会への要請でございますが、要請文 1 の事業を進めるに当たって都市の意向が反映されているか、あるいは事前協議がされているかでございます。現在当市で県事業の負担があるのは、これも先ほど申し上げましたように漁港事業と林道開設事業の二つであります。市では水産林業の振興を図るために、その生産基盤となる漁港整備や林道整備を主要施策としてこれまで進めてまいりました。漁港整備ですが、にかほ市内には金浦・象潟・平沢・小砂川の四つの漁港があります。そして金浦・象潟・平沢の各漁港は県が管理する漁港であります。県が管理するのは漁港の利用範囲が地元以外にも広範囲に利用されている漁港であるためであります。また、小砂川漁港については、地元漁業者の利用に限定されているということから市が管理することになっております。県は秋田県の漁業振興を図るため、市や町の漁業振興の要望に基づき、管理する漁港の整備について実施目標及び事業量、そして事業費等からなる漁協漁場整備長期計画を定め、国の承認を得て国の補助事業で実施されているものであります。

漁港・漁場整備については、基本施設である護岸、岸壁、防波堤、係留施設など、また、機能施設としては道路など、さらには漁場整備など漁港の総合的な機能整備を行うものであります。また、長期計画の策定に当たっては、市及び漁協、漁業者の意向が反映されるように説明会などを開催し計画をされているところであります。林道事業についても計画段階で森林所有者、市の意向を

取り入れ、効率的な整備が図られるよう協議の上、計画されております。また、実施段階においては、両事業とも関係者の意見を聞きながら進めているところでございます。

要請文第2の工事費や事務費の積算内容の明細を明らかにして協議されているかであります。漁港事業、林道事業、ともに事業内容については計画段階から関係者の意見を取り入れながら進めております。また、費用負担についてでございますが、概算費用による全体事業費を協議の上に、実施年の国への補助申請とあわせ年度の予算編成段階で事業内容や事業費、事務費の区分、負担金額の事前協議や確認を行っております。

負担及び負担率の根拠でございますが、県が管理する漁港は、その位置づけから利用は広範囲になるものの生産拠点として常に利用するのは市内の漁業者となります。このことから、県では地方財政法第27条により受益の限度において費用の一部を負担を求めているものであります。負担割合については、県の基準に基づき先ほど申し上げました基準でございますが、毎年度県議会の議決を得て決定されておまして、県内同一の負担率となっております。

林道開設については、開設規模が多く、旧仁賀保町時代としてはこの林道を開設するには費用負担が大きすぎるということで、県営事業として事業を実施していただきたいというふうな要望をしましてまいりました。その結果として事業を実施することになったわけですが、要望時点での協議により国の補助金が45%でございますので、その補助残については県が30%、旧仁賀保町が25%を負担することで合意してこの事業に着手したものであります。県知事の議会答弁では、補助事業の負担割合も全国的に低い水準にするなど市町村に配慮した負担の仕組みにより事業を実施しているとしておりますが、この負担率を了解した上で算定した負担額を協議しております。

また、実施工事費の積算内訳などについては、国の補助事業として事業を進めておりますので、その基準がございます。その設計基準に従って積算し、審査が行われておりますので、その内訳までは確認はしておりません。

要請文第3の負担金の対象とすべき範囲についてでございます。負担金の額は補助対象事業として示された工事費と事務費の総額に対して負担率により負担をしております。工事費は工事費用、事務費については工事を進めるために直接必要なもの、これは当然ながら人件費等も含まれますが、現場を担当する職員の費用に充当していると説明を受けておまして、その支出の明細までは確認しておりませんが、適切に処理されているものと考えます。

ただし、平成21年度まではこのような内容でございましたが、平成22年度事業からは国の補助要綱が改正され、事務費が国の補助対象外となりました。したがって、事務費に対する市が負担することは今後は含まれなくなりますけれども、ただ、このいろいろな事業を進める上においては、どうしても人件費等の事務費はかかるわけです。ですから、県ではその取り扱いを現在検討している段階でございまして、その結果に基づいて、これは私どもが要望した事業でありますので、事務費についても相当分負担が必要な場合は、私は負担をしていかなければならないと思っております。

それから、要請文第4の維持管理費の負担についてであります。漁港施設内の、もっぱら市民が利用する施設については、通常の維持管理及び軽微な修繕については市が行い、大規模な修繕や改

修は県が行うことで協定を結び、管理をしております。協定を結んでいるのは、県が整備した象潟漁港、環境整備事業の象潟海水浴場などの施設、金浦漁港事業で整備した赤石海水浴場の施設、沖ノ弁天橋と防潮壁ゲート、平沢漁港の三森漁港などは協定で市が行っておりますが、他には市が負担して維持管理しているものはございません。

次に、要請文第5の国直轄事業のうち、県負担金分の一部負担要請についてでございますが、これまでこのような負担を県から求められたことはありません。

最後に、秋田県が現状維持を表明した県事業に対する市の負担についての見解であります。私としては知事答弁にもありますように、各市町村が望む事業を促進するために必要な仕組みでありますので、特に生産基盤の整備については早期完成を図るためにも応分の負担はやむを得ないというふうに考えているところでございます。負担をしなければ一番いいわけでありませぬけれども、私はやはり地元の漁業者、あるいは林道開設受益者のためにも負担はやむを得ないと、そのように考えております。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） 今の市長の答弁、市、市長、市当局の市町村負担金に対する取り組み姿勢というか考え方については十分把握させていただきました。市長が最後におっしゃったように応分負担、応益負担というのは当然あり得るものだと私自身も考えております。フリーライダーであるべきではないというふうには思います。

ただですね、どうしても今回一般質問するということについての理由は、まず県のほうで実際、早々に現状維持を公表したということがまず一つです。その中で県知事の答弁の中に、これは読まれたと思うんですが、最後のほうに「事業実施に当たっては今後も事前協議を行うとともに」

— 事前協議は今まで行われていましたよというのは今の答弁でわかります。「地元住民への説明責任を果させるような情報開示に努めます」ということではなくて上の段です。「負担金のあり方については」ということですね。「各市町村を直接訪問し、詳細な明細を提示しながら今後の対応について意見交換をした」というふうにあります。 — 直接訪問したという答弁です。全国とは書いてないです。言っていないのですが、じゃあ直接訪問された上での今回の平成22年度の予算にそれが反映されているのかどうかということが、まず一つどうしても気になるので、直接この答弁のあるとおりの県担当者が直接来て、この市町村負担金については今後とも同様の取り扱いのままいきますよという話を直接されたのかどうかと、これについてまず一点お伺いしたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 知事がどういう視点でお話したかちょっとわかりませぬけれども、全体事業を組む段階では我々にこういう事業、こういう事業、このくらいの事業費がかかって負担はこのくらいでありますよという形のもの説明を伺っております。ただ、継続事業についても今年度はこういうものをやりますよと、そういうものは示されておりますけれども、明細書をつけてのものは私の記憶ではありません。ただ、あくまでもこれは新規事業の場合は明細をつけてきますけれども、継続事業ですからそういうことは今までなかったように思っております。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） 要するに、この県知事答弁についていちゃもんをつけるわけではないのですが、こういう問題が起こって、実際のところどのような説明が県のほうから行われたのか、それをダクトして、受け入れた上で市が今対応したのかということが一つの疑問としてあるわけです。先般いただきました資料のほうに、漁港関連等について後ほど修正はいただいたのですが、根拠について、例えば漁港のところについて、市の負担については要綱協定書等はないが漁港建設当初から受益の原理において負担し、漁港の整備を促進してきたという、要するに慣例によって今まで負担をしてきたという回答を一回いただいているんです。それが違いますよと後で修正はいただいたのですが、ということは、考えてみれば、要するに最初受けた説明ではそういう長年の慣例で負担率もあって、それを負担してきたということだったのが、それを後、修正してきたということ、要するに県から、これが説明 — この、毎年渡しているこの冊子に書いてあるこの数字が実際の説明のかわりをしているんですよという内容で市のほうで回答してきたということは、認識がその分だけ浅かったということだったと思うんです。要するに、毎年の数字の根拠というのは、本来あるべき協定書とか要綱とかがあって数字の根拠がある、請求の根拠とかがあるはずのところ、その認識がなく、これが、県のほうも後づけっぽくこれが根拠ですよと言ってきたと。市のほうも、あっこれが根拠だったんだというような対応になっているということであれば、果たして非常にあいまいな中で、慣例という形の中であまりにも継続を負担をされ、負担をし続けてきたのではないかという疑問がありますけど、そのことについてちょっと御答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 県の負担の要綱なんですけども、市川議員おっしゃるとおり、うちのほうでは当然県側では要綱に基づいてこういう漁港の整備の基準といいますか概要についての冊子が発行されているものと、当然以前から思っておりました。このことについては私どももその県の要綱を一生懸命探したわけですけれども、結果的にその要綱はなかったと。ただ、事業を進める上で全県的な考えでその冊子をつくりまして、その負担を決めておったというのが実態であります。当市側としても要綱に基づかないそういうふうな負担ということを確認してこなかったということについては、うちのほうでも非を認めざるを得ないと考えます。以上です。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） いえいえ私は非を認める認めないの問題ではなくて、あまりしつこく言うこともないのですけれども、要するに県のほうだって本来要綱があって負担金を求めているところ、それが市のほうから例えば問い合わせしたと思うんです。そのときに明らかな要綱を持っていないということのあらわれだと思うんです。何か冊子、どの冊子、どういう冊子だか私もわかりませんが、全県的なものをここ何ぼ、ここ何%、ここ何%というようなものを書いたものを全県に配付していると。それをもって要綱だと言い張るのであるならば、それを要綱とした、ちゃんとした呈をなしているのかどうかというのはやっぱり疑問なんですね。一番私が恐れるのは、要するに明らかな根拠のないところで費用を負担するということは、あるいは住民訴訟の対象になってくるということなのです。やはりコンプライアンスを標榜する以上、表明する以上は、やはりそこ

ら辺のことは厳しく、別にお金をまけてくれと、県に対してお金を払うのをまけてくれと言っているわけじゃなくて、きちりとしたやはり要綱をつくるよう要請するべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 基準割合を決めたということは、やはり要綱があつての基準だと私は思っています。ただ、それが私どもから問い合わせした段階では見つけることができなかつたと。大分前の話ですからね、その書類が、見つけなかつたということだろうと私は思っております。ですから、この負担の形が高いとか安いとかとはこれ別問題としてですね、やはり事業を進めるためには限られた予算の中にかは市の漁港整備なり林道整備なりを進めるためには、やはり基準に従つた形での負担をしていく、そして事業を進めていく、これが私の基本的な考え方ではありますが、私はその、必ずその冊子にあつた負担率というのは要綱があつてできたものだと思っております。

議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

13 番（市川雄次君） とても善意的な解釈で、善人だというふうにとらえざるを得ないと思います。それは非常にあいまいなまま終わらせようという意思表示だとも受け取れると思います。要するに今後、その要綱が出てくるか出てこないかもわからないままそれでもいいんだというふうにとらえられても仕方のないのかなという答弁だと承りました。

もう一点再質問します。維持管理費についてですが、維持管理費は原則として管理者が負担すべきであるというのが、これが一致した見解です。県が本来管理すべきものと市で、先ほどの市長の答弁の中でも協定をもって締結した内容何点かについては市が管理していると、それ以外のものについてはないということですが、じゃあ本来県が設置して、それが県が県管理じゃなくて協定に基づいて市が管理するとなつたものについてのそのいきさつといひましようか、どういう基準に基づいてそれが県管理のものを市が管理することになつたのかということについて御答弁いただきたいと思ひます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私の記憶では、いろいろな事業を進めるためには、こちら側から県のほうにお願いするわけですから。県事業でやってほしいと、何とかこれについては漁業者の皆さんが希望していることですのでお願いしたい、あるいは市民の皆さんの憩いの場も一緒にあわせてつくっていただきたい、そんな要望をして事業を進めていくわけでありましてけれども、そうした中で基幹的な施設については県が管理しましょうと。それから、例えば今申し上げましたような市民が憩えるような場所、これについては軽微な修繕、あるいは日常の草刈りとかごみ拾いとか、そういうものは市でやってほしいと。それから、大きな修繕とか大規模な改修になつた場合には県がやりましょうと、そういう協定を結んでおります。そういう中で、今、施設については管理をしているというのが現状です。

議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

13 番（市川雄次君） その今のお話、協定、要するに区分分けをした理由づけはわかりました。じゃあその区分づけされたものについては — じゃあ今回のこのものについては市管理で

お願いしますねというのは当初の、要するに設置する当初の協議の中で既に行われているのか行われていないのか、これはどうなんでしょうか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 協議の段階で行われております。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） わかりました。要するに、一つ気になるのは、県の設置したものを市が負担するという点について、当然今のおっしゃられるような内容が事前にあるのかなという予想はついたんですが、やはり管理責任を問われる事件があったということもあります。だからそのライン引きといいましょうか、県が管理するのか市が管理するのかというのはどこにあるのか、その点については今までも明確な回答というのはこちらになかったわけですので、今の内容に基づいて今後も判断していきたいと思えます。

いずれにしろ先ほど来の県との協議の内容、協定書、要綱、根拠等については、今後ともコンプライアンスということを念頭に置きながら、きちっとしたものの中で進めていただきたいというふうに思いながら一般質問を終わりたいと思えます。

議長（佐藤文昭君） これで13番市川雄次議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番宮崎信一議員の一般質問を許します。7番宮崎信一議員。

【7番（宮崎信一君）登壇】

7番（宮崎信一君） それでは、さきに通告しておりました4点について一般質問をさせていただきます。

午後いちでまぶたのほうも重いかとも思いますが、耳のほうだけでもしっかりとよろしく願いをいたします。

初めに、文化会館建設についてでございます。文化会館建設、途中なかでこのお題目が地域交流センター、もしくは文化施設という名称になっておりましたが、あえて当初に戻り文化会館という質問でさせていただきます。

さまざまな経緯の中、現在は凍結ということになっております。幾度か質問があり、市長からの答弁で現在は凍結というそういう形でございます。当初はまちづくり交付金をもとに建設ということでしたが、現在となっては残念ながら望まれない状況下であると思われれます。金浦地区のその他の事業は、現在進行中のまちづくり交付金で行われているわけでございます。

この文化会館建設については、もちろん財源の問題が一番のネックと考えられます。昨年度、そ

れから 2 年前の象潟中学校、仁賀保中学校の建設もあり、本当に厳しい財政の状況下にあるのは重々承知してございます。そこで、例えば合併特例債を利用して建設という考えはないものかお伺いしたいと思います。これは合併して 5 年、10 年までの特例債というふうに理解してございますので、そこら辺も含めて現在の特例債の残高、そして使用済みの個別種類など、そしてまた使用についての、この合併特例債利用についての制限などについてもあわせてお伺いをさせていただきます。よろしくお願いたします。

次です。金浦地域に市有地を。以前私が一般質問をいたしました公設エリア、つまり 3 庁舎を 1 庁舎にして、その周りにあらゆるといいますかさまざまな公共施設を建てるにはかなりの土地が必要と、そういうわけで公設エリア等についてこの金浦地域、今のちょうど中山地域になるかとは思いますが、それを質問させていただきました。それはそれで今も何とかならないものかなと、庁舎建設についてはまだまだ先の話ではございますが、それについては変わりはございませんが、前の定例会に陳情として出されておりました商業施設なども同じような地域を望んでおるようでございます。あわせて、昨年度は残念ながら秋田県には工業誘致はなかったというふうに認識しておりますが、本日の新聞では 2 社ほど県北のほうですか、工業企業誘致があったように新聞のほうに書いてございましたが、その企業誘致のために、やはりその工業用地を取得しておくべきではないか、工業用地を市で求める考えはないのかお伺いいたします。どうしても企業誘致をお願いするに当たり、やはりこういう場所があるのというのと、いや、来たら考えるというのとでは、絶対にスタンスが違うのではないかなと、そういう感じがいたしますのでお伺いいたします。それに関しても、このお題目、土地取得基金条例というのが私、なくなった条例でございますので定かではございませんが、確か 2 年ほど前になくなっていないかと思えます。新たに土地を求めるにしても大変な財源が必要と思えます。先行投資的考えで将来のため、10 年、20 年、30 年後のためにも整備する考えはないかお伺いいたします。

なぜその早いうちにということになりますと、この箱ものができる、またここら辺が整地なるということが事前に知れると、市民の中でというよりはいろいろなところから土地の買収、いわゆるそこが値上がりするのではないかとかそういう問題も懸念されるわけでありまして。ですから、今のうちに何とか早めに用地取得の考えはないかお伺いをいたします。

3 番目でございます。観音瀧のアオコ対策についてお伺いをいたします。観音瀧のアオコ対策については、昨年 12 月定例会で同僚議員でありました佐々木議員から質問が出ております。本年もこの暑さのせい大量にアオコが発生しております。答弁の中に、この対策については平成 18 年・平成 19 年に水質等の調査、平成 20 年に観音瀧と竹島瀧の個体の現況の調査、そして 2 月には県立大学との連携協力を締結し、そして専門のコンサルを入れ検討、発注、そして来年、つまりこととしてですか、きょねんになるんでしょうか、3 月まで具体的な方法を示したいということで答弁をされております。その答弁の中にはいろいろとその問題について、そのアオコ発生の一 何ていいますか 一 どういうふうになってこのアオコが発生するか、また、それに対してその草魚を入れるとアオコ発生を抑えるためのハスが食べられてしまうとか、いろいろなことを詳しく説明されております。それで、現在どういうふうになっているのか、ちょっと見えない部分がございます。

いますので、その後の経過についてお伺いをいたしたいと思います。

4 番目でございます。共同受注事業についてでございます。共同受注事業発足から約 1 年経過いたしております。これは商工会に委託ということでございましたが、現在は別に法人化もされて活動もしているとのことございました。現在のこの受注の事業について、受注の事業について、状況と今後の見込みについてお伺いをいたしたいと思います。

なお、御答弁について、再度自席から質問させていただく場合がございますので、よろしくお伺いをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、文化会館の建設についてでございます。文化会館の建設については、近年の不透明な社会経済情勢などから、まちづくり交付金事業、今は名前も変わりました社会資本整備総合交付金というような形で今、制度がくるくるっと今、国のほう変わっていますからね、まちづくり交付金がそのように社会資本整備総合交付金に変わっておりますが、その計画からは削除をいたしまして、建設については凍結するというのでこれまで議会にも申し上げ御理解をお願いしてきたところであります。

御質問の合併特例債を財源に文化施設を建設する考えはないのかという御質問でございますが、確かにさまざまな起債の中では、この合併特例債は有利な起債でありますので、その全体の起債計画の中からはこの文化施設もやるという形の中のものについては削除はしておりません。ですから、今の計画の中では盛り込まれております。

しかし、合併特例債といっても借金には変わりはないわけでありまして、現状の社会経済情勢や市の財政状況、あるいはこれから取り組みをしなければならぬ大きな課題でありますごみ焼却施設、この建設なども考えあわせると、すぐには建設というわけにはいかないのではないのかなというふうにして思っております。したがって、今、国で検討されている一括交付金というのがどういう形で制度化されるのか、こうしたことを踏まえながら文化施設については考えてみたいなと思っております。

次に、現在の合併特例債についてでありますけれども、にかほ市全体で利用のできる合併特例債は、基金の積み立ても含めまして 146 億 1,200 万円、これが限度額となります。146 億 1,200 万円です。平成 21 年度までにこの合併特例債を活用したのは、額として 35 億 5,800 万円、ですから今後利用できる特例債は差し引きいたしますと 110 億 5,400 万円となります。また、平成 21 年度までの利用内訳でございますけれども、地域振興基金積立、これが 18 億円まで積み立てる計画になっておりますが、これに 11 億 4,000 万円、にかほ中学校建設に 19 億 4,700 万円、市道整備に 1 億 4,000 万円、防災行政無線整備に 8,600 万円、先ほど申し上げましたまちづくり交付金事業関係でございますが、これに 1 億 6,600 万円、地域情報通信基盤整備事業に 5,400 万円、先ほど市川議員からも質問ありました林道の開設事業には 2,300 万円となっております。

この利用についてでございますけれども、基金の積み立てを除きまして合併時に策定したまちづ

くり計画というものがございます。ここに沿った事業でなければ活用することができません。これまでの議会でも申し上げてきましたけれども、合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に資するために、主に公共的施設の整備、これが対象事業となります。ですから、基金を除けばほとんどハード事業という形になります。合併特例債や県からの合併補助金などもございましたけれども、国・県から示された支援は、いかにも得したように市民の皆さんも受けているんじゃないかなというふうにして思いますが、優遇措置は端的に申し上げれば合併することによってこれから地方交付税は10年を境にしてだんだん減っていきますし、16年目から算定がえとなりますから、交付税はこれから大きく減額されることを覚悟した財政運営を行っていかねばなりません。したがって、引き続き合併の効果を活用しながら行政改革を進めて、行政経費を縮減していかねばならないと思っております。縮減しながらしっかりとした財政基盤をつくっていく必要があると考えております。したがって、使用可能だからといって安易に合併特例債を活用することは、やはり当然ながら借金をふやします。場合によっては財政危機を招く恐れもあります。今後も合併特例債の活用については、事業の内容等を精査し、健全かつ効果的に活用しながら、また、財政指標などに大きな影響を与えることがないように、できるものは活用して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、金浦地区に工業用地を取得してはどうかでございます。企業誘致のための工場用地、あるいは工業団地についての考え方については、これまでも何回か御説明を申し上げてきましたが、改めて現在の取り組み状況も含めてお答えをさせていただきたいと思っております。

工業団地については、事前に造成してしっかりした工業団地をつくる方法もあります。そしてそれを展示して販売するという方針もありますが、今の経済情勢、そうしたことを考えあわせますと、むしろ私は工場の立地を希望する企業のニーズに合わせた工業用地、要するに例えばしっかりとした道路もつくり、排水路もつくりて団地化することもいいんですが、企業の入り方によっては一度インフラを整備したものをもう一回やり直しということも、可能性も出てくるわけでありまして。ですから、言うなればオーダーメイド的な方式を採用して、企業に合った形で工業用地を提供していくという形に今考えているところでございます。なお、これに対応するために企業に提示する候補用地を選定しようと全庁体制で工業団地適地選定庁内会議を立ち上げているところでございますが、現在、市内の数箇所の用地について法的な規制がどうなっているのか、それから現状のその工業団地につながるような、予定地につながるようなインフラがどうなっているのか、あるいは用地費としてこのくらいの規模を確保するのにどのくらいお金がかかるのか、あるいは造成費にどのくらいお金がかかるかということの各種条件について今検討を加えている最中でございます。

ご質問の用地の先行取得については、最適の選定結果や財政状況を斟酌しながら、また、議会と十分相談をした上で用地取得に向けてまいりたいと思っております。

そこで、質問の中に財源をどうするのかというお話がございましたが、初期投資でどのくらいかかるかは今の段階ではわかりませんので、それにより判断することになりますが、例えば財政調整基金で対応するとか、あるいは県の土地開発公社の制度を活用するとか、そうした方法を考えていかなければならないと思っております。この前、旧仁賀保町時代から引き継いだ土地開発基金につ

いては、これを廃止しましたけれども、御承知のようにあの基金については、ほとんど現金のない基金でありました。土地はありますけれども、土地を評価した形での額を基金の額にした基金でありましたので、確か2年ぐらい前になりますか、廃止をしてそれぞれ財産は市有地に、あるいはあったお金は一般会計にという形で処理をさせていただきましたが、事業を進める段階では先ほど申し上げましたように財政調整基金を活用するか、あるいは県の開発公社の制度を活用するか、そうした形で検討してまいりたいと思っております。

それから、観音瀧のアオコ対策についてでございます。これまで行ってきました水質調査や湖底の状況調査の結果をもとに、平成21年度は連携協力協定を結んでおります秋田県立大学のアオコ対策に詳しい先生方と協議を進めて、その対策について御指導をいただいているところでございます。

御承知のようにアオコが発生する原因としては、要するに上流部で稲作の肥料として化学肥料が使われておりますが、その中のリンが水の富栄養化を促進します。そのリンを吸収し浄化していたハスや葦、こういった植物がなくなったことでアオコが発生すると、そのように言われております。ですから、観音瀧の水質を改善するためには、基本的にはもとの環境に、あるいは生態系に戻すことが最もよい方法であると、そのような指導なども受けておるわけではありますが、なかなか旧金浦町時代にもその原因をつくった草魚、これを駆除することがなかなかできませんでした。そこで今回のこの観音瀧の対策については、成功性や、あるいは経済性、効果などを考慮した上で、草魚と植物が共存できるような環境をつくったらどうかということです。要するに植物をこれから再生するために、ハスとかいろいろな植物を植えていく、水生植物を植えていくことになってきますけれども、そこにやはり草魚が入らないようなブロック、金網などをつくって、そこへ植えていくという形に取り組んでいく方法で今、実施に向けて検討をしております。できれば今年度から一部着手をしたいと思いますが、本格的には来年度からの実施を予定しております。ただ、これをしたことによって、すぐ効果があらわれるというものではないと思っておりますので、これも少し地道な活動になるのではないのかなと思っております。

またその一方では、水質浄化に詳しい先生の話では、リンが含まれている流入水を改善するにはゼオライトというイオン効果をさせて浄化するという方法なのですけれども、そうしたゼオライトで一度ろ過して、その後に水生植物などを何種類か植え、段階的に水の栄養分を落としていくという自然浄化方法もあるようでございますので、こうしたことも検討していきたいと思っております。

またその一方では、何とかその草魚を本当は駆除したいのですけれども、これが無理だとすれば少なくできるような方法がないか、この前確か北海道のある沼でやはり草魚の駆除でしたけれども、何ボルトかの電圧を水中にやって、浮いてきた魚を選別して、草魚は捕獲しますけれども、それ以外はまた放してやるというふうなものもこの前テレビでやっていたので、こうしたこともこれから検討をしていきたいと思っております。

それから、次に、共同受注システム構築事業の現在の状況と今後の見通しについてでございます。現在、国の交付金を活用したふるさと雇用再生臨時対策基金事業の一環として実施しております。

す共同受注システム構築事業を昨年度から、引き続き4月1日付でにかほ市商工会と再度委託契約を結び、事業を継続しているところであります。現在12名体制で、にかほ市商工会共同受注部臨時職員としてそれぞれ営業、検査、経緯の部門に従事して共同受注システムの構築に向けた取り組みを展開しているところであります。具体的には、本事業がスタートした昨年の10月から約半年間はスタッフの技術研修や市内企業の把握、県内外の訪問対象となる企業の調査業務を行っており、中でも組織体制の整備に重点を置いたところであります。本年5月からは本格的に県内外への新たな受注先の拡大を図る目的で、実践的な営業研修を始めております。また、にかほ市共同受注部ニュース等を発行し、営業研修の概要や課題、受注状況の企業別納品受入検査結果等の情報を定期的に提供しながら、会員企業間の意思統一、品質向上のための情報交換に努めているところであります。

一方、先ほど申し上げました会員企業でございますが、本事業に賛同する企業は現在27社が昨年の12月16日に共同受注事業会を結成したほか、3月24日には共同受注事業会の会員企業の中から19社ほどが出資をいたしまして、合同会社にかほシステムズとして法人を立ち上げております。これにより現時点の体制は商工会共同受注事業部の営業結果をもとに、合同会社にかほシステムズが取引企業となりまして、これが契約となるわけですが、契約となって、それで受けた仕事を先ほど申し上げました27社の共同受注事業会が直接それぞれの分担をして仕事をしているという状況であります。

今後の見通しでございますが、製造業に関しては景況が上向きになってはきてはおりますが、昨今の円高による輸出産業の影響により中小企業にとってはまだまだ厳しい状況が続いております。こうした状況の中で地域の中小企業の皆さんが結束して共同で取り組むことが、将来的には個々の技術力の向上とあわせて参加企業の経営基盤強化につながるものだと、そのように考えております。今後も引き続き本基金事業を最大限活用しつつ、強固な受注システムの体制を構築するため、実践的な営業研修により実績を積み上げ、安定した受注先の確保とさらなる販路拡大、そして受注量の増大に努めながら、合同会社にかほシステムズなどにスムーズに移行できるように取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 7番宮崎信一議員。

7番（宮崎信一君） どうも御丁寧な答弁ありがとうございました。二、三、確認も込めて質問をさせていただきます。

どういう呼び方をしたらいいのか自分でも迷っていますが、この文化会館と言ったほうが聞こえがいいのか、地域交流センターと言ったほうが聞こえがいいのかちょっとわかりませんが、皆さん文化会館というのでこちらの名前にさせていただきますが、その一 特例債の残高などもわかりました。単純にいけば、このうちからということを出そうな感じもしますが、やはり財政のことを考えますと、もう当然借金になるわけですから、これだけやっていくのもこれは大変だなというふうに考えております。また、その凍結という中でも合併協定の中にあつた文化会館施設でございますので、これが特例債を使用するときその計画はあるということで、これも確認をいたしました。

そこでお伺いしますが、ごみ処理場についてもその中に入っているのかどうか分かりませんが、例えば計画していく中で、この制限という、つまり特例債の中で計画をしていなければならないという制限はわかりましたが、10年以内というこの合併特例債の使い道があるわけですが、よくあの、例えば建設するに当たっては当然何年もかかるわけで、計画して設計図ができた段階で10年でオーケーなのか、もしくは計画して建物ができて10年というのが特例債のその使用法なのか、そこら辺をちょっと伺いたいなと思います。そして例えば、するしないは当然お金のことで、市長がおっしゃったとおり、これからだんだん厳しくなっていく中でもかなりこう — 試算によると45億円、最初は60億円とかということもありました。これを下げていっても、私は逆に30億円の建物だったら建てなくてもいいのかなと個人的に思います。やはりやるんでしたら800席から1,000席ぐらいのそういうのでなければ、最終的に — 今の使用状況でいくと、仁賀保の勤労青少年ホームもあの状況下であります。大きいもの呼びたくとも、あの座席数だとペイできないのです。300席、400席では、1人から2万円、3万円もらえばこれは別ですけども。そういう使用面を考えると、やはり大きなホール、小さなホール、いろんな会議室、私ども委員会で都会のほうに行ってみてきましたが、あれはやはり周りの人口があって使用頻度があるということで、逆に言えば今、由利本荘市にできるというものを我々が使用すればそれでも済むんじゃないかという考えもあります。ただ、その中で、市長がよく申されているとおり、市民の声を聞くということであれば、いつかといいますか近いうちなのか、何年も先なのか、今の任期中なのか分かりませんが、例えばまたアンケートとかパブリックコメントを取るとか、そういう考えはあるのかどうか。その合併特例債を使うに当たっての制限と、市民にもう一度、今凍結しているが市民の皆さんどうですかということをやると、そういう予定があるかどうか、まず一つお伺いをいたします。

次に、工業用地でございますが、る検討中、大変いいことだと思います。調べたところ、この中山地区の広さが大体ですが80万㎡ — と言われても私もすんどこないので、どのぐらいなんだということで、サッカーコートが100枚分ぐらいはあるんじゃないかということでございました。私もすぐにその工業団地的にインフラ整備するというのではなく、とりあえずその部分を制限を入れて、都市計画の中にはちょっと入れるのかどうか分かりませんが、ここはこういう用地なんだよという制限を入れて、のちのち市で買い上げしやすくするという方法論もあるかと思えます。その辺について何とか — 当然みんな私が今質問しているのはお金のかかることばかりですが、めりはりをつけたことで、こちらを減らしながらこちらには手をかけていくというので何とかひとつお願いしたいなというふうに思います。

観音瀧については現在進行中ということでしたので、こちらのほうは協定もしていますし、先生方も入っているようですし、それからせんだつての先ほど申しましたが昨年の12月に同じような答弁をいただいております。そのリンうんぬん、それから草魚うんぬん、ハスうんぬんというのをいただいております。このゼオライトというのは、多分これは同和のあたりでつくっているというか出てくる、水をこう — これは豚、牛の飼ってるところの、それから水を浄化するというのにも使われているようなものでございますので、多分これはうまくいくんじゃないかなという、ただ、金網で仕切るということになると、あそこにボートを浮かべるときにその金網が邪魔になるん

でないかなという、端端をぐるっと囲んでやればいいんですが、そこら辺もうちょっと何といいま
すかね、やるんだったら具体的に早くやっていかないと、なかなか直っていかないのかな、とにか
くことし、来年中ということでもありますので、なるべく早く、これはもう昨年、一昨年あたりから
もう締結しているわけですから、やはり市民に見えてこないというのがうまくないことでないかな
というふうに思います。そこら辺ちょっと、もう一度お願いします。

それから、共同受注に関しては、くしくも先日、東大阪のまいど1号を上げた共同受注、東大阪
SOHLAというところの棚橋さんという方から講演を受けましたが、やはりその共同受注に関し
ても、このSOHLAというのが共同受注の会社でしたが、48社あったのが6社まで、共同受注
に関してもいろんなトラブルがあったと。具体的に事業がどのくらいふえたかというまではお聞
きできませんでしたが、それなりにまいど1号、人工衛星を上げたおかげで幾らかのそういう宣伝
はなったというふうに伺っております。この共同受注に関しても、まだまだ本当に1年足らずで、
職員の方々にさあ仕事を持って来いと言ってもなかなか大変なことだと思うんです。ですが、その
中でも何やら幾らか仕事をいただいてきたというふうに伺っておりますが、実績についてひとつお
伺いできれば、つまりどのくらいの仕事を持ってきたのかというのだけでもお伺いできれば幸いで
すが、よろしくお願いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私のほうからは合併特例債のことも含めてお答えをして、あとは担当の部
課長等からお答えをさせていただきます。

まず、合併特例債については、全国市長会の中でも今の10年をもう少し延ばしてほしいという
要請は活動しております。これはどうなるのかわかりませんが、今の時点ではわかりませんが、
何とかもう5年ぐらい延ばしていただけないかという要望は国のほうに出してはおります。

そこで、その合併特例債ですけれども、単年度決算でございますので、例えばにかほ市の場合は
平成27年度まで、ですから平成27年度と平成28年度の事業がまずありましたとなりますと、平
成27年度については合併特例債の活用はできますが、平成28年度は対応なりません。ですから別
の起債を借りるか何かの手当をしなければならぬこととなります。

それから、文化会館をつくるためにパブリックコメント等そういうもの、あるいはアンケートと
か市民意向を把握するかという御質問でございますけれども、当然そうした環境が整って、だっ
たら将来に向けても今やれるよという形になれば、当然もう一度市民の皆さんからアンケートなり、
あるいはパブリックコメントなりいろいろな御意見を伺うということは当然していかなければなら
ないことだろうと思います。

他は部長等からお答えをさせます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） まず最初に、アオコ対策を市民の目から見えるような形で早くそ
の事業に取り組むべきでないかということでもあります。先ほど市長のほうからる対策方法につい
ては来年度から本格実施を行うということでお話をされております。今年度については、一部先ほ
ど申された水生植物を植える部分、そこを草魚が入らない形での金網で囲っての施行を一部やりた

いと。もう一つが、よく鱈祭りなんか開催される広場があるんですけども、そこに隣接する、観音様が置かれている竹生島があります。そこに一番そのアオコが滞留するところなので、あその部分を水の通りをよくするために、今現在封鎖されている部分を橋にして水の通りをよくする、それも今年度行うこととしております。若干市民の方には目に触れるような形で理解できるようなことをやっていきたいと思っております。

それから、共同受注の実績でありますけれども、今年8月末の状況であります。訪問企業については76社について訪問いたしております。これは関東圏、あるいは関西・中部圏、また東北、合わせて97社を訪問いたしております。受注決定された会社については15社あります。件数については21件、受注金額としてはまだ低い1,670万円にとどまっている状況です。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 例えば、固有名詞で中山地区というお話がありましたけれども、じゃあ今、法的な形でそこを指定して、民間の方が取得できないような形にするという法的な形はなかなか今難しいのではないかなと思っております。例えば用途地域があそこまで拡大して、工業地域であればこれは民間で取得して工業地域であっても家は建てることはできますよね。だから、例えば工業専用地域とかというもっと厳しい、工場でなければ建てられないものの用途が、都市計画法に基づいた用途地域でそういうものが飛び地で設定できるかどうか、そういうこともちょっと検討していかなければならないものではないかなと思っております。今の段階では都市計画法の用途地域で制限する、要するに工業専用地域、そういう形でなければできないのではないかなというふうにして思っておりますが、さらに勉強を加えてみたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 7番宮崎信一議員。

7番（宮崎信一君） 最後に、今の用地取得に関しては私もそういう法律関係にはちょっとうといものですから、もしそういうのがあって、先ほど市長が申されましたが、そこだけじゃなくいろんなところを見ているということで、私あえて、前も言っていたものですから中山地区とはっきり出してしまいましたが、ここでそれ今やるよって言って、今度これを聞いていた人が買うとかということもない、そういうこともないのしょうけれども、とりあえずまずそういう用地選定しているということで、ひとつ準備を進めてもらいたいなと思っております。これは答弁結構です。

共同受注のほうだけ、一つだけ、その — 8月末で76社訪問して決定で21件1,670万円、私はこの訪問して決定して21件1,670万、私は別段そのお金に関しても、今始まった企業で本当のプロが商談やっているわけじゃないので、そこら辺はこういう時期についていけば数字的なものはよしとしてもよろしいんでないかなと思っております。ただ、懸念するのは、この訪問して決定されてなければいいんですが、今までおつき合いをしていたこの20企業、共同受注会の27社の取引先とはすべて別だということで間違いはないでしょうか。これダブっていることになる大変なことになるんですが、それ1点。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） それは当然そういうことが懸念されます。そういうことであれば、何らその共同受注のほうの立ち上げた効果もないわけでありまして、そのことは決してダブる

ような形では行っておりません。実績についてもその二十何社ですか、既存の会社が受注していたものを持ってきているわけではございません。

議長（佐藤文昭君） 7番宮崎信一議員。

7番（宮崎信一君） わかりました。それはそれで結構です。

それからそのアオコ対策について、その金網うんぬんということですが、できればその景観を残したままというのが、当然公園ですので、そういう対策にしていかれるつもりだとは思いますが、そこら辺一言だけ御答弁いただければ。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 当然景観にも配慮して、さらにそのいち早い効果が出るような方法を選択していきたいと思えます。

【9番（佐々木正明君）「終わります」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） これで7番宮崎信一議員の一般質問を終わります。

所用のため、2時まで休憩いたします。

午後1時48分 休 憩

午後2時00分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番伊東温子議員の一般質問を許します。1番伊東温子議員。

1番（伊東温子君） 1番伊東温子です。初めての一般質問なので、とても緊張して、それから質問の内容も適切なものとなると思えますけれども、よろしく願いいたします。

初めに、子宮頸がん予防についてです。子宮頸がんは、どこにでもいるいぼをつくるHPVの皮膚感染で起こるがんで、日本では年間1万人以上ががんになり3,500人ものが亡くなっています。20代から40代の罹患率が高く、増加の傾向にあります。女性の80%は感染するものと言われていますが、免疫力が高ければ細胞と一緒に脱落し、消滅します。しかし、ウイルスが血液の中に入り込まないので自然抗体はできません。何度も感染を繰り返し、ワクチン接種で抗体をつくり予防するしかありません。そのかわりインフルエンザウイルスのように変異がないため制圧可能なウイルスです。検診で早く見つければその部分を切除、あるいは薬剤治療を行い、子宮を温存したまま妊娠、出産も可能で、かなり進行した場合でも生存率は高いようです。今、なぜ中学生のワクチン接種の優先が叫ばれているかというと、感染前の予防が肝要だからです。ワクチンは感染したものに対しては治癒力はありません。つまり、年々早まるセックスデビューの前にワクチン接種が予防となります。幸いなことに10歳から15歳のワクチン接種において抗体化の上昇がよく、発生を7割減らす効果があります。そしてその有効間は20年と言われていています。ですから、今、中学生がやっているように3回の接種を受ければ20年は有効で、20年後に遺伝子が記憶しているために、たった1回の接種で済みます。感染から発生までは5年ないし7年かかります。しかし、この

年代は検診を受ける人が少なく、見つかったときには手おくれで、子宮摘出はもちろん命を落としてしまうか、助かったとしても排尿障害、排便障害を、そういう後遺症を何十年も引きずって生きていくことになります。子宮頸がん予防はワクチン接種と検診が不可欠なのです。

そこでお尋ねします。一、子宮頸がんワクチンの接種及び検診の状況をお伺いします。二、子宮頸がんワクチン接種の説明会と講演会が持たれましたが、その後の啓発・啓蒙活動についてお伺いします。三、今後の取り組みについてお伺いします。

上浜小学校区の学童保育について。上浜小学校区には学童保育がありません。来年には学童保育をというお話も聞きましたけれども、その後の進捗状況をお伺いいたします。

国際交流について。国際交流はことしも開かれました。今月の広報でも、その実りある成果が載っておりました。市長からも市政報告で、その実りのある交流の効果をお聞かせしていただきました。ところが、スケジュールを見ますと、3町合併の前の交流の形態のままでスケジュールが組まれているように思いました。仁賀保は仁賀保、象潟は象潟と。あと、中国の友好のものも、今度は学生を送るということで画期的なことがありましたけれども、そういった個々のものをこれからもこのまま続けていくのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは伊東議員の御質問にお答えをいたします。

始めに、子宮頸がんの予防についてでございます。7月より開始いたしました中学生1年生から3年生までを対象とする予防ワクチンの接種状況でございますが、初回の接種で7月中には89人、8月中には137人であります。対象者は427人でございますので、合わせて226人は52.9%の接種率の状況となっております。今後、中学校の部活が一段落しておりますので、接種の人数もふえてくるのではないかなというふうにして思っておりますが、現在ある程度のものを想定して予算を置いておりますが、これで足りない場合は12月で議会のほうに追加の補正予算をお願いしたいと思っております。

また、子宮頸がんの検診の集団健診の受診状況でございますけれども、平成22年度につきましては1,853人の対象者に対しまして現在489人の受診で、受診率は26.4%となっております。参考までに申し上げますが、平成21年度の実績は集団健診で27.3%、個別医療機関での検診が20.6%となっております。今後につきましても受診勧奨や未受診者に対しまして検診日などを設けるなど、受診率の向上を目指していきたいと思っております。

次に、今後の取り組みについてでございますが、現在、秋田県内の子宮頸がん予防ワクチンに対する公費の負担の状況は、来年度から実施を予定しております市町村も含めまして、現在、にかほ市も含め9市町村が実施、または実施の予定となっております。また、一人当たりの公費負担額は公費で全額負担しているところから3分の1程度負担しているところ、さまざまでございます。にかほ市としては、これまで子宮頸がんの予防ワクチンの接種に対しまして、国・県に助成制度を創設するように要請をしまいましたが、秋田県でも平成23年度に向けて助成を検討していくということにしております。これは当然ながら国のほうで今、子ども手当を平成22年度から実施し

ておりますが、平成 23 年度から満額支給という中での現物支給の中で、こうした検診等についても話し合われておりますので、もしこれがない場合は県が補助制度を創設するというふうになっておりますけれども、市といたしましては今後の国・県の動向を踏まえながら助成制度の充実を図ることができればと、そんな考えで今いるところであります。

次に、国際交流事業についてであります。御承知のようににかほ市は、姉妹都市としてアメリカ合衆国のショウニー市とアナコーテス市、友好都市として中国諸暨市と提携をしております。加えて、ニュージーランドクライストチャーチ市にあるカンタベリー博物館と白瀬南極探検隊記念館とで姉妹館の提携がなされております。これらは合併時にそれぞれ旧町から引き継いだものであります。

このような姉妹都市等との提携関係をもとに、青少年の相互訪問交流を通して、生徒たちが他国の生活や文化などに触れながら視野を広め、国際感覚を養うこと、また同時に自分が住む地域と自己を見つめ直す機会として、よりよい人間形成と健全な人材育成を図るために教育の一環としてにかほ市においても引き続いて継続しているものであります。

姉妹都市等の提携関係については、平成 20 年に中国諸暨市と、そしてことしはショウニー市とアナコーテス市との間で、にかほ市として改めて署名を取り交わし、これまでの交流に基づきながら交流の継続を確認したところであります。要するに、これまでは旧町単位の提携でありましたけれども、にかほ市が誕生して 5 年という節目もありましたし、それから、向こうのほうからの要請もありましたので、改めてにかほ市としての提携を結んだところでございます。

また、18 年度からはニュージーランドクライストチャーチ市との中学生交流、本年度からは中国諸暨市との高校生による交流を隔年で相互訪問を行うなど、これまで培われてきたきずなを大切にして、今後とも交流事業を推進してまいりたいと思っております。

他の質問については、担当の部課長等がお答えをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 初めに、一つ目の子宮頸がん予防についての御質問の二つ目、子宮頸がんワクチン接種の説明会と講演会が開催されましたが、その後の啓発・啓蒙活動について伺いますことについてお答えしたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチン接種の開始に当たりまして、学校教育課の連携のもとに各中学校におきまして保護者や生徒に説明会を実施しております。また、象潟保健センターでは、主に象潟中学校生徒の保護者を対象に説明会を開催し、30 人の方が参加されております。この説明会は医師より詳しく必要性などを話していただき、大変充実した説明会になったと思っております。仁賀保地域では、一般住民や各地域の健康推進員を対象に、由利組合総合病院産婦人科医師による子宮頸がんワクチンについて講演会を開催し、子宮頸がん受診率とワクチン接種の必要性について御講演をいただいております。今後、婦人団体を対象に日本赤十字秋田病院の産婦人科医師の講演会も開催する予定となっております。このように、さまざまな機会を利用して子宮頸がん予防ワクチンについて啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、大きな二つ目の上浜小学校区の学童保育についてお答え申し上げます。

始めに、学童保育の目的であります。これは共働きでひとり親家庭の子供たちに対する放課後の生活を守り、そのことを通して親の働く権利を守ることでございます。このため、学童保育は保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の1年生から3年生を対象に、放課後に学童保育クラブの指導員が適切な遊びや生活の場を与えて学童の健全な育成を図るものでございます。御存じのとおり今年の6月定例議会におきまして補正予算を認めていただきましたが、7月1日から小出小学校区域に新たに学童保育クラブ「けやきっこ」ができましたので、市内7カ所の小学校区のうち6カ所に学童保育クラブが設置されましたが、上浜小学校区につきましてはまだない状況となっております。現在、上浜小学校の児童は、この役場の隣にあります象潟保健センターの学童保育クラブ「のびやかサークル」を利用されております。5人の児童が利用してございます。このため、今後の上浜小学校区の利用意向を調べるために、7月下旬に上浜地区の保育所に通う園児の保護者を対象といたしまして上浜地区に学童保育クラブを設置された場合に利用するかどうかについてのアンケート調査を実施してございます。アンケート調査の結果、回答52人中、申し込みをするが41人の79%、申し込みをしないが11人の21%であり、年小から年長児までの児童それぞれ6人から8人の利用希望がありました。このため、現在の利用状況などから判断いたしますと、平成23年度は11人の児童が、平成24年度には17人の児童が、平成25年度と平成26年度は21人の児童が、平成27年度には17人の児童が利用すると見込まれております。上浜小学校区における学童保育クラブの利用希望がこのように多いことがわかりましたので、できれば来年度から県単の小規模放課後児童健全育成事業に申請いたしまして、年間平均児童数5人以上、開設日数200日以上の条件をクリアいたしますので、3分の2補助を受けまして委託実施したいと考えております。このため児童が歩いて通うことができる範囲内の上浜小学校近くの施設を現在模索しているところでございます。また、この事業を安心・安全に遂行することができるような委託事業者につきまして、現在検討しているところでございます。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

1番（伊東温子君） 最初に、子宮頸がんの予防ワクチンについてです。市長が部活が終わったので、これからまた接種する人がいるであろうということですがけれども、3年生に限りまして時間が無いのです。ということは、1回の接種後、2回目は1ヵ月後です。3回目は6ヵ月後なんです。そうすると、ちょっと時間的に無理なのではないかと思えますけれども、そういう1回目受けたとして、あり得ないとは思いますが、1回目で休むと、もう一回1回目をやるというようなことも聞いておりますので、その辺ですね。それから、やはりこういう命にかかわること、にかほ市も少子化が進んでいます。こういう中で、せっかく立ち上げたことしの事業なので、3年生を補償するような、例えば卒業しても補償してもらえるような、そういう助成というんでしょうか、ありますでしょうか。それから、講演会と説明会はとても有意義ですばらしいものがありました。でも参加した人は説明会で30人弱。健康推進員の方が主にお聞きする講演会にしたんですけども、あれも40人足らずでした。やはり子宮頸がんというものがどういうものなのか、まちでその講演会のときに、ここで習得した知識というんでしょうか、そういうものを近所の人、身近な人に話してくださいということでしたので、私も何人かに話しました。やはり知らないんです。聞

違った情報がかなりあります。やはりこういうきちんとした情報を流すためには、ただ個々で話して広げるのではなくて、それなりの確実な集まりの中でやっていかなければいけないのではないかなと思います。例えばPTAとか保護者会というか、そういう集まり、健診のたびにとか、きちんとそういうものを図っていただきたいなと思います。

それからもう一つは、実はこの子宮頸がんについては私が議員にならせていただいた折にあるお母さんが、本当に心配そうな顔をして新聞の記事を持ってきました。「間に合わないんですよ、うちの子、中学3年生なんですよ。早く何とかしてください。」そういうせっぱ詰まった様子でした。それからずっと私も健康推進課のほうにもお邪魔したりいろいろいたしました。説明会も講演会も全部聞きました。その最初のときをお願いしたことは、性教育が必要ではないかということだったんです。そのとき担当の方は確かお金を出すのは親だから、親御さんに説明したらどうでしょうかというお答えだったように思いますけれども、今、高校生の半分以上が性体験者だということです。そういう行動を起こすのは本人なんです。中学生にもなれば自分で考えて、自分で行動します。自分を守るのはやはり親ではなくて、もう子供自身だと思います。そうした際にやはりお母さんたちの意見もありますけれども、男女ともに同じ場所で聞く、こうしてくださいと言われました。なるほどです。昔は女の子は女の子、男の子は男の子で性教育を受けた気がします。そうではなくて、やはり同席して聞くべきだなと。性教育というのはすごく難しいんですよという話も伺いました。ただ性教育をするだけでは、とてもそういう難点もあるかもしれませんけれども、今こうやって命にかかわることが起きています。これと闘うためには、やはりきちんとした知識、それから新聞とか今の世の中を見ていると、やはり性的問題がすごく出ています。ただこの子宮頸がんを守るためというのではなくて、いかに人生にとって性というものが大きな問題であるか、そういうことも考えなければいけないのではないかなと思います。少子化対策、ただ行政でやっては、もう間に合わないと思います。かといって私たち大人がそういう豊かなそういう概念でそういうものをとらえきれているかということ、なかなか大変なところがあります。それなりの専門家にきちんとしたそういう教育を、自分を守るため、自分の人権を守るため、それから自分の人生を守るための、そういう教育を今こそやっていかなければいけないと思います。私としては命は平等なので、全額助成を望むところです。来年からは国の方策で3分の1の助成が出そうです。多分それを受けて、県も動いてくれると思います。例えばことし、1年生から3年生まで皆さんが受けてくれれば来年は3分の1の助成のほかに1年生だけ受ければいいのです。そういうこともちょっと考慮に入れて、何せ黒字の財政があるようですので、こういう命にかかわることはやはり平等に守っていかなければいけないと思いますので、よろしく御考慮いただければと思います。

それから、上浜小学校の学童保育についてですけれども、私の地区に学童保育がないということで、7年もの間、必要とする子は3人ぐらいいたんですね。それで、これもちょっと役場庁舎のほうに調べに来ました。そうすると、上浜小学校から象潟の学童まで、送りがボランティア、プーさんクラブの方たちが送っているということでした。その料金は、ことしからは市で出しているようだけれども、そのときはまだ出てなかったんです。話はあるということでしたけれども、200円いただいていると。じゃあ、もし万が一の時にどうしますかということも聞きました。

そしたら、ボランティア団体の方とお母さんたちの個人契約によるので、何かその辺で保険が掛けられているみたいですよという答えでした。学童保育というのは子育て支援、市の事業です。それがたまたま委託されているんな学校区にあるわけですけども、いろいろ調べてみますと、いろんなところでできにくい地域というものがあるということです。人数が少なかったり、理解が足りなかったり、「うちなばおじいちゃんとおばあちゃんがいるから格好悪くて出されね」、そういうのが結構多かったです。でもやはりあれば、みんなが少し楽になるかな、そういうこともあります。決してこれは子育て支援イコール委託事業ではないと思います。

そこで私が望むのは、前も学校の空き教室ということで調べた方がいらっしゃったようですけども、学校でやられないのでしょうか。今、東京都内では「すすくスクール」といって、もう福祉のほうではなく教育委員会でやっているんです。しかもそれは、ただ保育をするというだけではなく、子供たちの放課後のその生活を豊かにするというその目的のためです。学童保育は学童保育としてその中に包含されているんですね。きちんと保護されるべき子供、学童保育として契約している子供は有料です。例えば6時まで預かりますよと。ほかの子は親との約束で5時まで学校と一緒に同じ行動ができるわけです。もちろんそこを見ている一番の人は区役所の職員です。その下にサプリーダーとして校長先生、教頭先生、そういう先生たちも参加します。あと本当にボランティアの人たちがいろんなことを教えますね。公民館ではそういう活動もなされているようですけども、各公民館、そこではなされているようですけども、それが毎日ということです。例えば空き教室がなくてもいいんです。江戸川区では空き教室がないところでやっているんですね。その日、空いた場所で。だから体育館の中で勉強をしていたり、図書館の中で勉強をしていたり、ものをつくっていたり、習っていたり、そういうことが行われています。そういう上浜のような場合は人数も少ないので、職員を1人いただければいいのかな、やれないことはないのかなと思います。

それから、話前後しますけれども、ボランティア団体の送りについてですけども、200円いただいた中から保険が払われています。これはことしからはその料金200円が市から払われています。でも市の契約ではないんですね。もしこれが何か事故があった場合は、市のほうではどう対処するのでしょうか。

それから、国際交流のことですけども、時期が少しずれますけれども大体夏の間重なったようにアナコーテス市とショウニー市には活動をしていました。それでにかほ市はにかほ市、象潟は象潟でやられていました。蛸満寺で西施まつりのイベントが行われていたときに何人かのいらしての方がおみえになっていました。ああよかったなと思いました。それから中国との交流もありましたね。そういういろんなところの交流というのもすごいばらばらでしたので、もしかして一つに何かイベントをまとめられたらいいなと、すべてではないのですけれども、何か接点があったらいいなと思いました。それとともに、にかほ市の中にも在住している外国の方もいらっしゃいますよね。大きく立ち上げて、国際まつりでも名を打って、いろんなその交流、特色を生かしたイベントをみんなでつくり上げたらいいかなと思いました。とても難しいことではありますけども、ちょうどその時期、俳句大会もあります。その俳句大会を外国の方を入れてやるというのもいいのかな、近くには国際教養大学もありますので、そちらのスタッフの力を借りてやってみたらおもしろ

いんじゃないかな、そんなふうに一人で思ってた次第です。何かまとまった大きな、ばらばらじゃなくてまとまった大きなその接点を持って、ただ訪問するんじゃなくて、もっともっと身近なところの興味を掘り起こしながらそういう事業を続けられたらいいなと思っております。話がとてもばらばらにはなりませんでしたけれども、それについて市長の見解を伺いたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、健康推進課長。

健康推進課長（鈴木令君） 御質問の中学3年生についての接種についてお答えします。

中学3年生については、この子宮頸がんワクチンは1回目の後の2回目は1ヵ月後になります。3回目も1回接種した後の6ヵ月後になりますので、中学3年生にすると、今9月いっぱいではやらないと3月まで接種できない状況にあります。今、3年生の接種状況を見ますと7月分の接種で24.5%の接種でしたので、今9月1日に接種しなかった子供さんに個人通知で接種勧奨の通知をしております。学校によってもいろいろと受診率が違うんですが、金浦の中学校では中学3年生については8割程度接種しているということでしたので、ちょっと学校によってばらつきがありますので、養護教諭を通しながら啓発をしていきたいなというふうに考えております。

年度は、一応今年度は今年度の予算ですので、そういう形で中学校3年生については今年度で接種していただきたいというふうに考えております。

これからの講演会、それから説明会の話につきましては、いろいろと説明会、保護者についてもやりたかったんですけども、今回、接種の開始日が7月でありました。ですので、中学校のかなり集まるといって4月のPTAの総会等に間に合いませんでしたので、いろんな機会をつくって説明会は設けさせてもらったんですが、20人とか30人、40人ぐらいの少ない参加人数でありました。ですので、来年度につきましてはもう4月1日から事業開始できますので、学校と連携を持ちながら養護教諭の先生、それから学級担任、それから学校保健の担当の先生も交えまして、もっとPRできるように最初から計画していきたいと思っておりますので、その点では保護者の理解がことしよりはアップするのではないかと考えております。あと、2月には地域婦人団体に対して200人から300人ぐらい集まる大会がありますけれども、その中でもさっき部長が申しましたように日赤の産婦人科の先生からいろいろと講演会を予定しておりますので、そういういろんな機会をつくってPR、それから子宮頸がん検診の受診率向上を図っていきたいと思っております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 伊東議員のお話の中で、国のほうで子宮頸がんについて3分の1助成するんだということが言われておりましたけれども、私たちはそれは承知しておりません。まだ国のほうで予算をまとめている段階で、国が3分の1助成をするというのは今回初耳です。ですから、先ほどもお答えをしておりますが、そうした形で国・県の助成制度ができてくれば、今よりは充実していくような形で検討していきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、健康推進課長。

健康推進課長（鈴木令君） 性教育についてでありますけれども、この子宮頸がんワクチンの接種にいたった経緯というのは、やはり初交年齢が大分下がっていることで子宮頸がん罹患する若い女性がふえているということからこの予防接種というのは出てきたのですが、そのワクチンを接

種するということも大事ですが、その性教育ということが特に大切と思います。そこについては学校のほうとも始まる前にお話をさせていただきまして、いろいろな学校保健の中でそういう事業を持っておりますので、そこら辺は学校教育課のほうから力を入れていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） その性教育については学校教育の中でもやっているわけです。ただ、その子宮頸がんを意識した性教育というのは、今そこまではっていないと思います。したがって、それを意識した、含めた性教育をこれから進めていかなきゃならないかなと、そういうふうにも思いました。

それからですね、学校の余裕教室に学童保育といいますか、これを設置したらという話がありました。この余裕教室については、実は学校の教育活動の中で空いている余裕教室を使っているような多様な授業をする、そのために余裕教室として今その確保している部分なんです。例えばチームティーチングで一つのクラスを三つとか分けて授業をします。そのためにはやはりこの教室は必要だと。そして個々に手厚く授業をしていきたいと思います。あるいは放課後の活動の中で、子供たちの児童会とか生徒会の活動とか、そういうものをやるために放課後にはそういう教室を積極的に使いたいと、そういうふうなことで、もしそういう空いている教室、余裕教室があれば、それは可能性としては使える可能性はあるわけなんです。これは実は個々の学校によって事情がかなり違うんですよ。ですから、各学校の事情と相談しながらということになると思います。ただし、最終的に学校の施設設備を学校で貸し出すことについては、学校の教育活動に支障のない限りにおいてということになりますので、そこは御了解願いたいと思います。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 学童保育に関する質問についてお答えしたいと思います。

初めに、空き教室でやれないかというような御質問をされておりますが、それも加えまして来年度からの実施に向けて現在検討をしておるところでございます。市といたしましては平成 23 年度から上浜地区に学童保育を設置したいという考えでおりますので、御理解を賜りたいと思います。

それからもう一つ、ボランティアプーさんクラブについての御質問がありました。これにつきましては、このプーさんクラブのほうが助成労働協会というふうな保険に加入されることを確認した上で市のほうで契約をしておりますので御理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 国際交流関係の件について補足をいたします。

市長がお答えしましたとおりに国際交流事業は旧町から引き継がれまして、相互の友好を深めて子供たちの教育の一環として新市でも継続して実施をしているものでございます。御質問の趣旨は、合併前の形態のまま交流をこのまま継続するのかというお尋ねなのでございますが、姉妹都市、あるいは友好都市としてアメリカ合衆国のショウニー市とは 20 年、アナコーテス市とは 15 年、中国の諸暨市とは 8 年、それぞれに旧町時代から長い間培われてきました交流の実績がございます。したがって、交流の形態とかやり方などについても、その交流の成り立ち、あるいは歴

史、相手側の土地柄や個性、あるいは政治形態などによりましてまちまちなのが実際のところでございますけれども、これをにかほ市側の合併という都合で、あるいはにかほ市側だけの考え方で、今直ちに大きく変えるということは相手のあることでもございますので、できる部分もありますが難しい部分もございます。したがって、これからどうしても合併後の新市にかほ市として、どうしても不都合なことが出てきた場合には、相手側の理解を得ながら時間をかけて変えていこうというようなことを考えているところでございます。それで御提案のありました一緒に事業というようなことにつきましては、ことしの夏もある一時期、シュウニーの子供とアナコースの子供がにかほ市に一時期同時に滞在したという時期がございますので、それらの一緒にプログラムということは、これからも考えていけることだろうと思っております。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

1番（伊東温子君） もう一つお聞きします。学童保育の件なんですけれども、例えばですね、この事業をさっき言ったように保育という、保護するというその役割だけではなく、1年生から6年生までどんな子供も親との約束のもとに学校で活動できる、みんなで放課後の子供たちを見ると、こういう活動を展開していく気持ちはありませんか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） はっきり言って、ありません。現実的な問題として、はっきり言って無理です。

議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

1番（伊東温子君） ほかではやられているんですけれども、なぜ無理なのでしょう。今、子供たちを取り巻く環境は非常に厳しくなっています。まず、にかほ市で言えば少子化です。遊ぶにも遊べないんです。近所に子供がいないからです。上浜地区だったら市長も地元ですので御存じだと思います。遊べないんです。おばあちゃんたちが危険がないように家の中でゲームをさせています。ゲームをしている子供の脳は認知症の人の脳と同じです。そういう狭い中で子供たちをどういうふう育てていくのでしょうか、お伺いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 現実的な問題として無理があるというふうにしてお答えをいたしました。が、すべて何でも行政というのは当然できない話です。ですから、やはりそれぞれの地域なりで補うところは補っていかねばならないし、全校生徒を学童保育でみるというのは、現実的に財政面もあるでしょうし、それから人材的な面もあるでしょうし、そういう形になりますと学校の施設を活用しなければできないという問題もあります。全校生徒なりますと。ですから、なかなか

— 伊東議員の理想、これは確かに結構だと思っておりますけれども、現実的には私は無理だと思っております。

議長（佐藤文昭君） 1番伊東温子議員。

1番（伊東温子君） 学校は学校としてあるのではなくて、地域の資産でもあるのです。これを活用しないというてはないと思います。都会よりもむしろこの地域のほうが大変な状況にあるということをよくお考えいただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤文昭君） これで1番伊東温子議員の一般質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
大変御苦労さまです。

午後2時54分 散 会